2016年9月28日

第４回
化学物質管理に関する情報

独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）
化学物質管理センター　情報業務課
吉田しのぶ

もくじ

1. 本講義の概要
2. NITE-CHRIPの新機能の紹介及び活用事例
3. 日アセアン化学物質管理データベース（AJCSD）
4. J-CHECK
5. GHS関連情報

化学物質管理政策の歴史的背景

時期	社会の主な動き	主な日本の化学物質管理政策
1910		・労働基準法(1947)
1950	・日本：水俣病の公式確認(1956)	・毒物および劇物取締法(1950)
1960	・日本：四日市ぜんそく患者が多発(1961) ・日本：新潟水俣病が初報告(1965) ・日本：イタイイタイ病認定(1968)	・公害対策基本法(1967)
	・日本：カネミ油症事件（1968）	・大気汚染防止法(1968) ・水質汚濁防止法(1970)
1970		・廃棄物処理法(1970) ・労働安全衛生法(1972) ※労働基準法から安全・衛生部分を分離 ・化審法(1973)
1980	・インド・ﾎﾞﾊﾟｰﾙの事故(1984)	
1990	・地球サミット：アジェンダ21の採択(1992) ・OECD/HPVプログラム開始(1992) ・日本ﾚｽﾎﾟﾝｼﾌﾞﾙｹｱ協議会設立(1995)	・環境基本法(1993) ※公害対策基本法を統合 ・化管法(1999)
2000	・WSSD環境サミット（2002） ・国連GHSの採択(2003) ・POPs条約発効(2004) ・ロッテルダム条約発効(2004)	・化審法改正（環境影響）(2003) ・Japanチャレンジプログラム開始(2005) ・化審法改正(2009)
2010	・水銀条約採択(2013)	・労働安全衛生法改正(2015)

顕著な有害性への対応

公害対策

事前審査制度

地球環境問題

企業の自主管理

情報開示

ﾊｻﾞｰﾄﾞ管理からﾘｽｸ管理へ

化学物質管理政策の歴史的背景

★PCB問題から事前審査制度へ

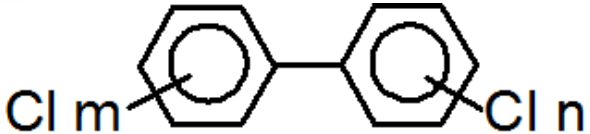

m=1～5,n=0～5

物質	ポリ塩化ビフェニル
性質	酸、アルカリ、熱に安定 電気絶縁性、接着性、伸展性が良好
用途	トランス、コンデンサーの絶縁油、 熱媒体、感圧紙、塗料等
数量	約５万５千トンが国内に供給

カネミ油症事件(1968)

・食用油製造設備から熱媒体として使われたPCBが米ぬか油に混入。摂取した人に中毒症が発症した事件で、皮膚病や手足の痺れ、「黒い赤ちゃん」が確認されるなどの健康被害が生じた。

環境汚染問題(1966～)

・魚類や鳥類からPCBが検出。その後の調査により、北米、南米、北極に至るまで、各地の鳥、魚介類、人体までPCB汚染が広まっていることが報告された。

ＰＣＢ汚染の経路として環境に残留し、動物等の体内に蓄積・濃縮され、食物連鎖が起こっていることが示唆された。

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）制定(1973)

⇒ＰＣＢだけでは無く、第２のＰＣＢ問題の発生を<u>未然に防止</u>する画期的な制度

（注：カネミ油症事件について、現在ではPCDF（ポリ塩化ジベンゾフラン）が毒性の主な原因であることがわかっている）

化学物質管理政策の歴史的背景

★国際的な情報公開の動き

ボパール事件(1984)

・インド・ボパールの化学工場の貯蔵タンクから、猛毒のイソシアン酸メチル(MIC)が噴出。地域住民が事故直後に2000人以上死亡。後遺症を含めて現在までに25000人以上が死亡。

物質	イソシアン酸メチル
CAS番号	624-83-9
構造式	$H_3C-N=C=O$
用途	医薬・農薬中間体

医師にMICが噴出したことが伝えられず被害が拡大⇒地域住民の知る権利

↓

・米国有害化学物質排出目録制度（TRI)導入(1986)
・アジェンダ２１　リオ宣言（1992)
・OECD理事会勧告(1996)　⇒　各国のPRTR導入

↓

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化管法）制定(1999)

●事業者による**自主的な管理**の改善の促進
●国民への**情報提供**と化学物質に係る理解の増進

事業者に求められる主な化学物質管理項目

開発・検討段階	製造・使用段階	輸送・販売段階
化審法登録 安衛法登録 輸出予定の国への登録 有害性、危険性の確認 　設備対応 　保護具の準備	各種法規制遵守 　化管法 　毒劇法 　労働安全衛生法 　消防法 　化兵器法 　大気汚染防止法 　水質汚濁防止法 　土壌汚染防止法　etc	ラベル・SDSの作成 イエローカードの作成 輸出国の規制の確認 国連輸送 製品のリスク評価

★多様な化学物質管理規制対応＆自主管理のための情報収集が必要

NITEからの化学物質規制・有害性等の情報提供

化学物質の評価と管理に必要な情報を収集、整備し、インターネットを通じて無料公開しています。

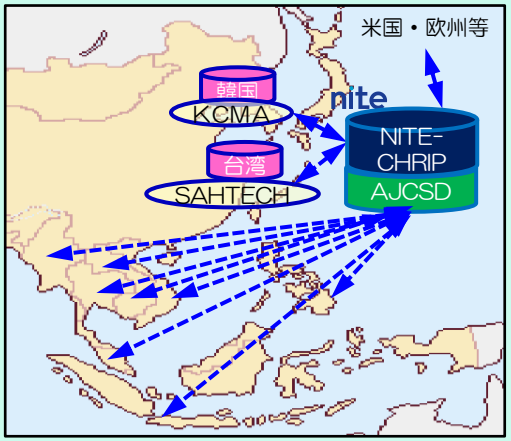

● 化学物質総合情報提供システム　：　NITE-CHRIP

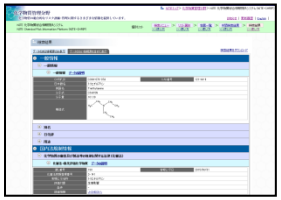

平成27年度に大幅リニューアルし平成28年4月公開

- 約２５万物質の情報を収載
- 物質名称、CAS番号等から、法規制情報や有害性情報等を検索できる
- 国内外の有害性情報等にリンクしたポータルサイト
- 化学物質名称、構造式、CAS番号、国内・海外法規制情報、 有害性リスク評価等の情報を調べられる

● 日ASEAN化学物質管理データベース　：　ＡＪＣＳＤ（ASEAN-Japan Chemical Safety Database）

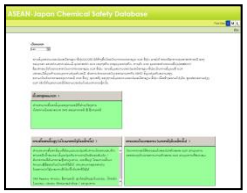

平成28年4月から本格運用開始

- ASEAN８ヶ国から提供された法規制対象物質の約8,000物質やGHS分類結果、SDSの情報に加え、日本の法規制物質リスト(CHRIPデータ)を収載
- 物質名称、CAS番号等から、法規制情報や有害性情報等を検索できる
- ASEAN８ヶ国の法規制対象物質情報を一元的に入手できる

リンク

リンク

● 化審法データベース　：　J-CHECK

- 化審法に関わる情報を収載したデータベース。厚労省、環境省からの委託費とNITE交付金により運営。
- 日本語版、英語版共に約9,500試験結果を収載。英語版は、OECDのポータルサイト（ eChemPortal）と連携して、安全性点検データを広く海外に発信。
- 分解・蓄積性、人健康影響、生態影響のデータとその報告書、新規化学物質の判定に用いた審査情報を知ることが出来る

● GHS分類結果の情報提供

- 政府が実施したGHS分類結果約3000件の公表と英語への翻訳と公表を実施。
- 英語版はeChemPortalと連携

NITEからの化学物質規制・有害性等の情報提供

	CHRIP	GHS関連情報	J-CHECK	AJCSD
英語名称	CHemical Risk Information Platform	The Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals	Japan CHEmicals Collaborative Knowledge database	ASEAN-Japan Chemical Safety Database
日本語名称	化学物質総合情報提供システム	化学品の分類および表示に関する世界調和システム	化審法データベース	日ASEAN化学物質管理データベース
はじまり	1996年度～ 「化学物質安全管理基盤整備」(当初は中小企業対策費)の一環として開始	2005年度～ 当初は「GHS関係省庁連絡会議によるGHS分類結果」を報告する場として開設	2008年度～ 当初は安全審査課で運用。2009年度から情報業務課で運用	2015年4月6日～ AMEICC（WG-CI）の合意に基づき、日本とASEAN各国が共同で構築。当初は試行版として運用。2016年4月28日より正式に運用、NITEが運用機関
特徴	国内外の化学物質管理に関する法規制、有害性、リスク評価結果などの情報を総合的に検索できるポータルサイト	政府によるGHS分類結果をはじめ、ガイダンスへのリンク等、日本国内のGHSに関する情報を発信するウェブサイト	厚労省、経産省、環境省が、化審法に関する安全性情報を国民に発信するため作成したデータベース。運用はNITEに委託されている。	ASEAN各国の政府から直接提供された化学物質の規制情報、GHS分類結果、サンプルSDS等を検索できるデータベース。使用言語は英語。ただしトップページと多言語検索画面は日本及びASEAN各国言語
データ管理の特徴	項目毎にリストを作成。CAS番号でリンクして表示	厚労省と環境省のデータをNITEで合体。分類年度と物質で１つのID	MITI-CASで１つのIDを作成。該当する情報を入力	項目毎にリストを作成。CAS番号でリンクして表示
規模	リスト数：約70 物質ID数：約25万 のべﾚｺｰﾄﾞ数：約155万	のべ分類件数：約3600件	ID数：約70,000 ﾃﾝﾌﾟﾚｰﾄ：約9,000 添付ﾌｧｲﾙ：約8,500	リスト数：約30（日本除く） 物質ID数：約3000 のべﾚｺｰﾄﾞ数：1万弱
2015年度アクセス数	１１３１万ページ うち英語版　67万ﾍﾟｰｼﾞ	105万ページ うち英語版　42万ﾍﾟｰｼﾞ	353万ページ うち英語版　140万ﾍﾟｰｼﾞ	約7200ページ（TOPページ、正式運用から約2ヶ月）

アクセス件数

NITE-CHRIPは常時200ﾕｰｻﾞｰを超えるｱｸｾｽあり！

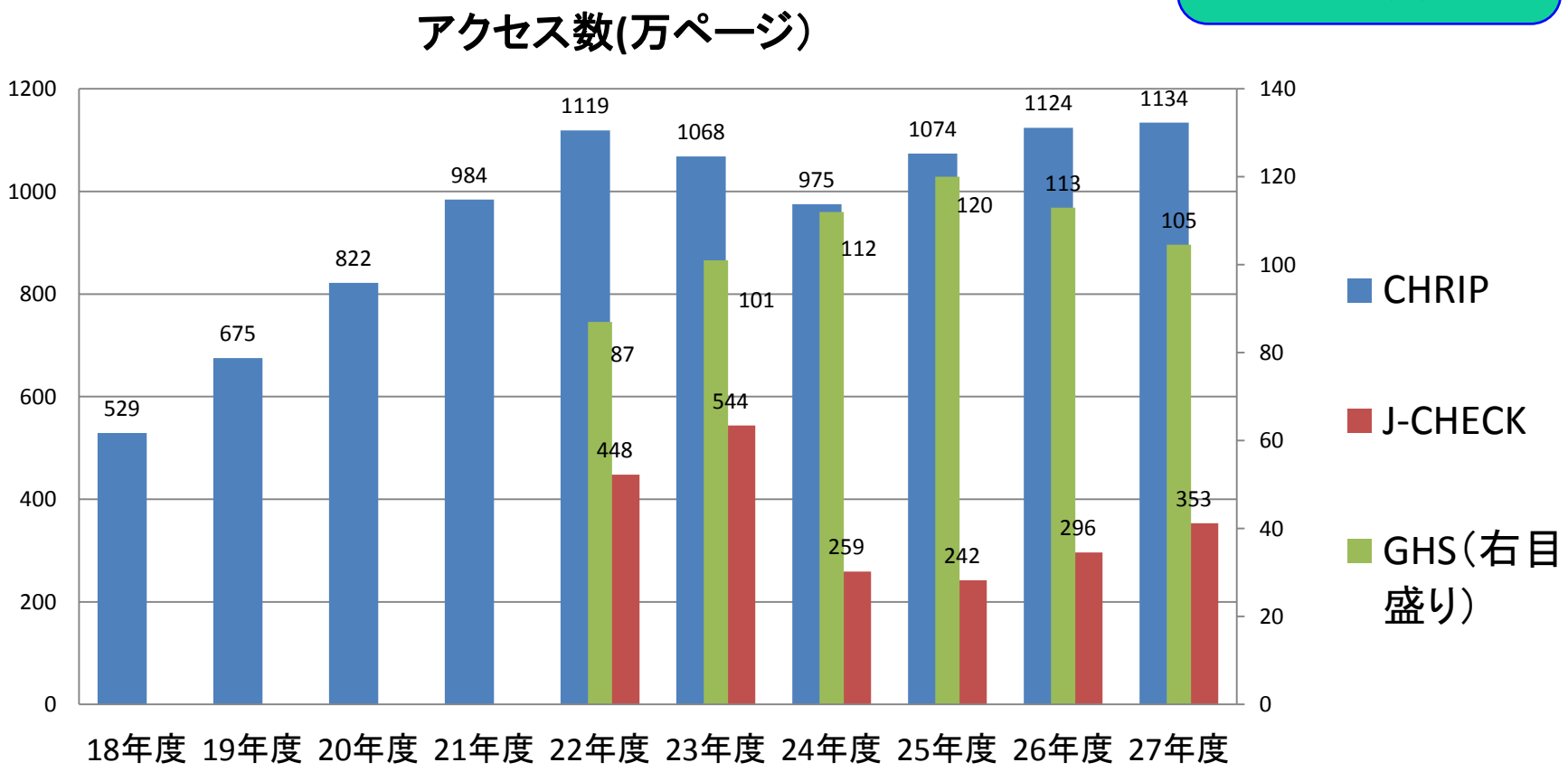

（＊）日本語版、英語版両システムのアクセス数の合計

（参考資料）我が国の化学物質管理制度について

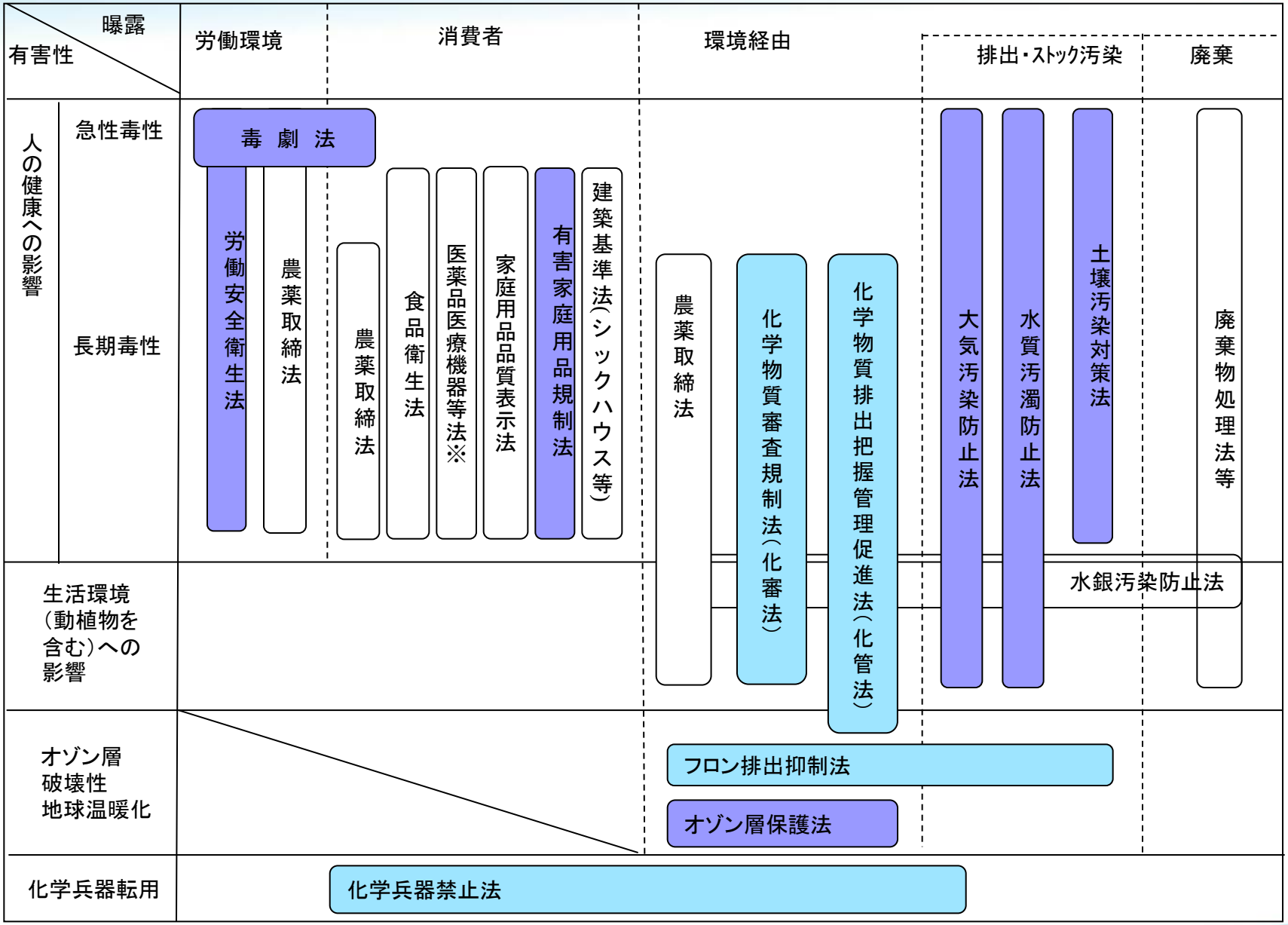

：NITE化学物質管理センターが法施行を支援しているもの

：上記以外でCHRIPに掲載しているもの

※医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律

nite

平成28年10月

もくじ

1. 本講義の概要
2. NITE-CHRIPの新機能の紹介及び活用事例
3. 日アセアン化学物質管理データベース（AJCSD）
4. J-CHECK
5. GHS関連情報

化学物質総合情報提供システム（NITE-CHRIP）

化学物質総合情報提供システム　**Chemical Risk Information Platform（NITE-CHRIP）**（呼称：ナイトクリップ）は、化学物質管理のために必要な情報を提供するデータベースです。

大項目	内容
一般情報	CAS 番号、日本語名、英語名、分子式、構造式を掲載しています。
国内法規制情報	化審法、化管法、毒劇法、安衛法など国内の化学物質に関する規制法の情報を掲載しています。
外国法規制情報	海外の化学物質の規制や安全性に係る取組みに関する情報です。 危険物輸送に関する勧告（国連番号・危険物分類）、EU,、米国、中国、韓国の規制情報や、AJCSDへのリンク等を掲載しています。
有害性・リスク評価情報	国内外の機関で評価された有害性評価・リスク評価に関する情報です。 GHS 分類結果、有害性評価書、海外のリスク評価書、発がん性評価などを掲載しています。
試験結果・試験報告書	各種有害性試験結果、生態影響試験結果等を掲載しています。

- いつでも、どなたでも、無料でご利用頂けます。
- 約７０種の情報、約25万物質の情報を収載しています。
- 国内外の化学物質に関する法規制情報をワンストップで確認できます。
- 日本語サイト、英語サイトがあり、切替え可能です。

2016年4月7日にリニューアルしました！

化学物質総合情報提供システム（NITE-CHRIP）

NITE-CHRIPトップページへの行き方

①NITEのホームページから化学物質管理センターのページを開きます。

②化学物質管理センターのトップページでCHRIPのリンクをクリック

①「化学物質管理」をクリック

②「化学物質総合情報提供システム（CHRIP）」をクリック

NITEトップページ
http://www.nite.go.jp/index.html

化学物質管理センタートップページ
http://www.nite.go.jp/chem/index.html

NITE-CHRIPリニューアルのポイント

(1) トップページがかわりました！

検索メニューがトップページになりました。アドレスが変わりました。
日本語版：http://www.nite.go.jp/chem/chrip/chrip_search/systemTop
英語版：http://www.nite.go.jp/en/chem/chrip/chrip_search/systemTop

お知らせ　更新履歴　English

旧CHRIPのトップページからのお知らせ、ご利用条件等はヘッダー、フッターに移動し、どの画面からもご覧いただけるようになりました

NITE-CHRIPでは、２つの調べ方が選べます。

CAS番号や
物質名称などで検索

法律の規制対象物質
などを一覧で表示

問い合わせ先
FAQ　動作環境
本システムのご利用について

NITE-CHRIPリニューアルのポイント

(2) 番号検索の対象を拡充しました！

CHRIP上のID番号（CHRIP_ID）や
国連番号による検索が可能になりました。

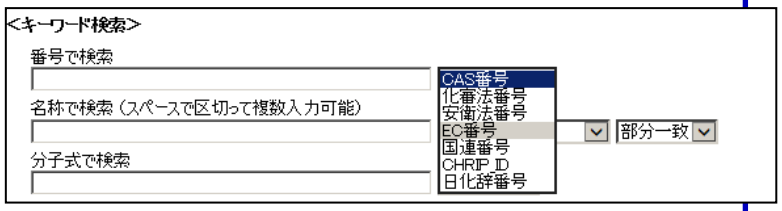

(3) カテゴリによる絞り込みの対象が拡大しました！

全ての情報源および
カテゴリによる絞り込み検索が
出来るようになりました。

- カテゴリによる絞り込みのみでの検索も可能
- 化審法既存化学物質の類別番号での絞り込みも可能
- 発がん性の評価単位での絞り込みも可能

NITE-CHRIPリニューアルのポイント

(4) 拡張検索でワイルドカードを利用した検索が可能になりました！

番号および名称に対して、ワイルドカードを用いた詳細な条件による検索が可能になりました。

拡張検索タブに切り替え

通常検索　拡張検索

<キーワード検索>

番号で検索（ワイルドカード(*, ?)使用可能）

100-*

ワイルドカード「*」は任意の数の文字と一致します。
使用例：「100-*」では、 100-00-5や100-99-2などが検索されます。
ワイルドカード「?」は任意の1文字と一致します。

名称で検索（スペースで区切って複数入力可能、ワイルドカード(*, ?)使用可能）
※ワイルドカードを使用しない場合は、完全一致検索となります。また、空白を含んだ

クロロ *メチル* *ベンゼン*

いずれかの名称を含む：

いずれの名称も含めない：

拡張検索の名称検索で
ワイルドカードを使用しない場合は、完全一致検索となります。
また、空白を含んだ名称を検索する場合は、ダブルクォーテーション「"」で囲んで検索して下さい。

<<前のページ　全 564 件中　1-100件目　を表示中

No.	CHRIP_ID	CAS番号	
1	C008-988-55A	68-36-0	ビス(トリクロロメチル)ベンゼン
2	C006-335-27A	88-16-4	1－クロロ－2－(トリフルオロメチル)ベンゼン
3	C006-040-17A	88-51-7	2－アミノ－4－クロロ－5－メチルベンゼンスルホン酸
4	C005-483-83A	88-53-9	2－アミノ－5－クロロ－4－メチルベンゼンスルホン酸
5	C010-071-58A	93-77-6	2，5－ジメチル－4－クロロ－ベンゼンチオグリコール酸
6	C005-411-11A	94-99-5	2，4－ジクロロ－1－(クロロメチル)ベンゼン
7	C004-667-44A	95-47-6	モノ(又はジ)メチル(エチル，ブロモアリル，ブロモプロピルオキシカルボニル，又はクロロプロピルオキシカルボニル)ベンゼン
8	C004-789-71A	95-49-8	1－クロロ－2－メチルベンゼン
			3－クロロ－1，4－ジメチルベンゼン

ヒットしたキーワードが赤文字で強調されます

NITE-CHRIPリニューアルのポイント

(5) 拡張検索でOR条件、NOT条件での検索ができるようになりました！

名称に対して、OR条件、NOT条件による複雑な条件での検索が可能になりました。

中間検索結果（CHRIP_IDベース表示）

検索結果をダウン

表示項目の追加

<<前のページ　全 564 件中　1-100件目　を表示中　次のページ>>　1ページに 100件

No.	CHRIP_ID	CAS番号	物質名称
1	C008-988-55A	68-36-0	ビス(トリクロロメチル)ベンゼン
2	C006-335-27A	88-16-4	1－クロロ－2－(トリフルオロメチル)ベンゼン
3	C006-040-17A	88-51-7	2－アミノ－4－クロロ－5－メチルベンゼンスルホン酸
4	C005-483-83A	88-53-9	2－アミノ－5－クロロ－4－メチルベンゼンスルホン酸

名称で検索（スペースで区切って複数入力可能、ワイルドカード(*, ?)使用可能）
※ワイルドカードを使用しない場合は、完全一致検索となります。また、空白を含んだ名称を検索する場合は、ダブルクォー

クロロ *メチル* *ベンゼン*　全ての名称

いずれかの名称を含む：　全ての名称

いずれの名称も含めない：　*酸　全ての名称

<<前のページ　全 525 件中　1-100件目　を表示中　次のページ>>　1ページに 100件

No.	CHRIP_ID	CAS番号	物質名称
1	C008-988-55A	68-36-0	ビス(トリクロロメチル)ベンゼン
2	C006-335-27A	88-16-4	1－クロロ－2－(トリフルオロメチル)ベンゼン
3	C005-411-11A	94-99-5	2，4－ジクロロ－1－(クロロメチル)ベンゼン
4	C004-667-44A	95-47-6	モノ(又はジ)メチル(エチル，ブロモアリル，ブロモプロピルオキシカルボニル，又はクロロプロピルオキシカルボニル)ベンゼン
5	C004-789-71A	95-49-8	1－クロロ－2－メチルベンゼン
6	C010-103-77A	95-72-7	3－クロロ－1，4－ジメチルベンゼン
7	C004-822-51A	95-73-8	2，4－ジクロロ－1－メチルベンゼン
8	C004-669-59A	98-07-7	トリクロロメチルベンゼン
9	C006-131-10A	98-15-7	m－トリフルオロメチルクロロベンゼン
10	C004-669-15A	98-87-3	(ジクロロメチル)ベンゼン
11	C005-487-03A	100-14-1	1－クロロメチル－4－ニトロベンゼン

NITE-CHRIPリニューアルのポイント

(6) 中間検索画面で表示項目の追加設定が出来るようになりました！

表示項目の追加設定で検索結果リストをカスタマイズできます。

NITE-CHRIPリニューアルのポイント

(7) リスト検索の一覧表示の機能がアップしました！

カテゴリ抽出、全項目のソート、全物質のCHRIP_IDベース表示が可能になりました。

一覧表示1段目表示

一覧表示2段目表示(CHRIP IDベース表示)

化管法

データの説明　情報カテゴリ 全て を表示する。

<<前のページ　全 562 件中　1-100件目 を表示

検索結果をダウンロード

1ページに 100件 表示

	通し番号	分類	政令番号	政令
▶	1	第一種	1-1	亜鉛の水溶性化合物
▶	2	第一種	1-2	アクリルアミド
▶	3	第一種	1-3	アクリル酸エチル
▶			1-4	アクリル酸及びその水溶性塩
▶			1-5	アクリル酸２－（ジメチルアミノ）エチル
▶			1-6	アクリル酸２－ヒドロキシエチル
▶			1-7	アクリル酸ノルマル－ブチル
▶			1-8	アクリル酸メチル
▶			1-9	アクリロニトリル
▶			1-10	アクロレイン
▶	11		1-11	アジ化ナトリウム
	12	第一種	1-12	
	13	第一種	1-13	
	14	第一種	1-14	
	15	第一種	1-15	
	16	第一種	1-16	
			1-17	
			1-18	
			1-19	
			1-20	

カテゴリ抽出が出来ます

CHRIP_IDベースのリストに切り替わります。

「一覧表示2段目表示」をクリック

表示項目全てに対してソート（昇順、降順）が可能。

規制対象物質の詳細をみるときは「▷」をクリック
検索結果画面または、その通し番号に対応するCAS番号の一覧切り替わります

一覧表示2段目表示

一覧表示1段目表示(政令番号等ベース表示)

化管法

検索結果をダウンロード

表示項目の追加設定

<<前のページ　全 2929 件中　1-100件目 を表示中　次のページ>>

1ページに 100件 表示

No.	CHRIP_ID	CAS番号	物質名称
1	C004-685-91A	50-00-0	ホルムアルデヒド
2	C004-702-84A	51-28-5	2，4－ジニトロフェノール
3	C005-020-50A	51-52-5	2，3－ジヒドロ－6－プロピル－2－チオキソ－4(1H)－ピリミジノン
4	C004-689-88A	51-79-6	エチル＝カルバマート
5	C004-713-90A	52-68-6	ジメチル＝2，2，2－トリクロロ－1－ヒドロキシエチルホスホナート
6	C005-286-81A	54-64-8	エタニド[2－(スルフィド－κS)ベンゾアト－κO]水銀酸(1－)ナトリウム
7	C004-719-81A	55-38-9	チオリン酸O，O－ジメチル－O－[3－メチル－4－(メチルチオ)フェニル]
8	C004-677-58A	55-63-0	ニトログリセリン
9	C004-661-42A	56-23-5	テトラクロロメタン
10	C004-773-32A	56-35-9	1，1，1，3，3，3－ヘキサブタン－1－イルジスタンノキサン
11	C004-851-36A	56-36-0	トリブチルスタンニル＝アセタート

NITE-CHRIPリニューアルのポイント

(8) 全ての検索結果画面に直接リンクできるようになりました！

①NITE-CHRIPに収載した物質ごとにID番号（CHRIP_ID）を固定化。これにより、CAS番号をもたない物質も検索結果画面への直接リンクが可能になりました。

【CAS直指定】
http://www.nite.go.jp/chem/chrip/chrip_search/srhChripIdLst?_e_trans=&shMd=0&txNumSh=**xxxx-xxx-x**&ltNumTp=1&bcPtn=5
【CHRIP_ID直指定】
http://www.nite.go.jp/chem/chrip/chrip_search/cmpInfDsp?cid=**Cxxx-xxx-xxX**&bcPtn=5

② URLに検索条件を残すことで、中間検索結果も直接リンク可能になりました。（検索条件が長い場合は期間限定）

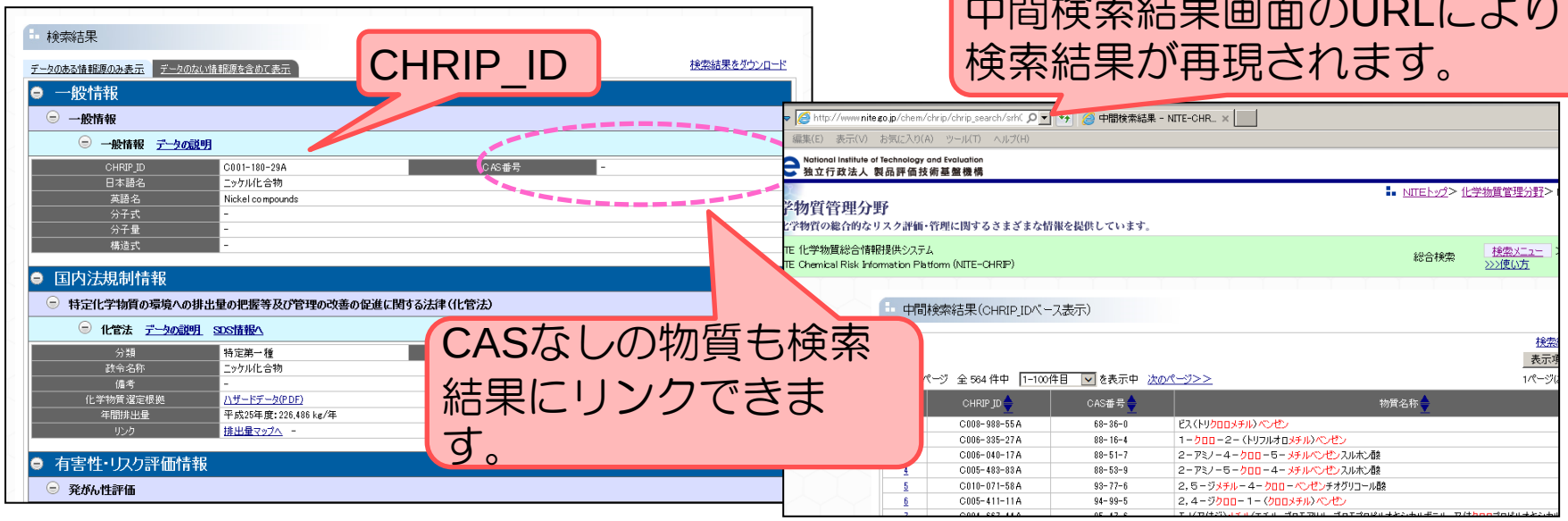

NITE-CHRIPリニューアルのポイント

(9) 全ての検索結果がダウンロード可能になりました！

一覧表示1段目表示のほか、2段目表示、中間検索結果（表示項目の追加設定後の画面を含む）、検索結果画面もダウンロードが出来ます。

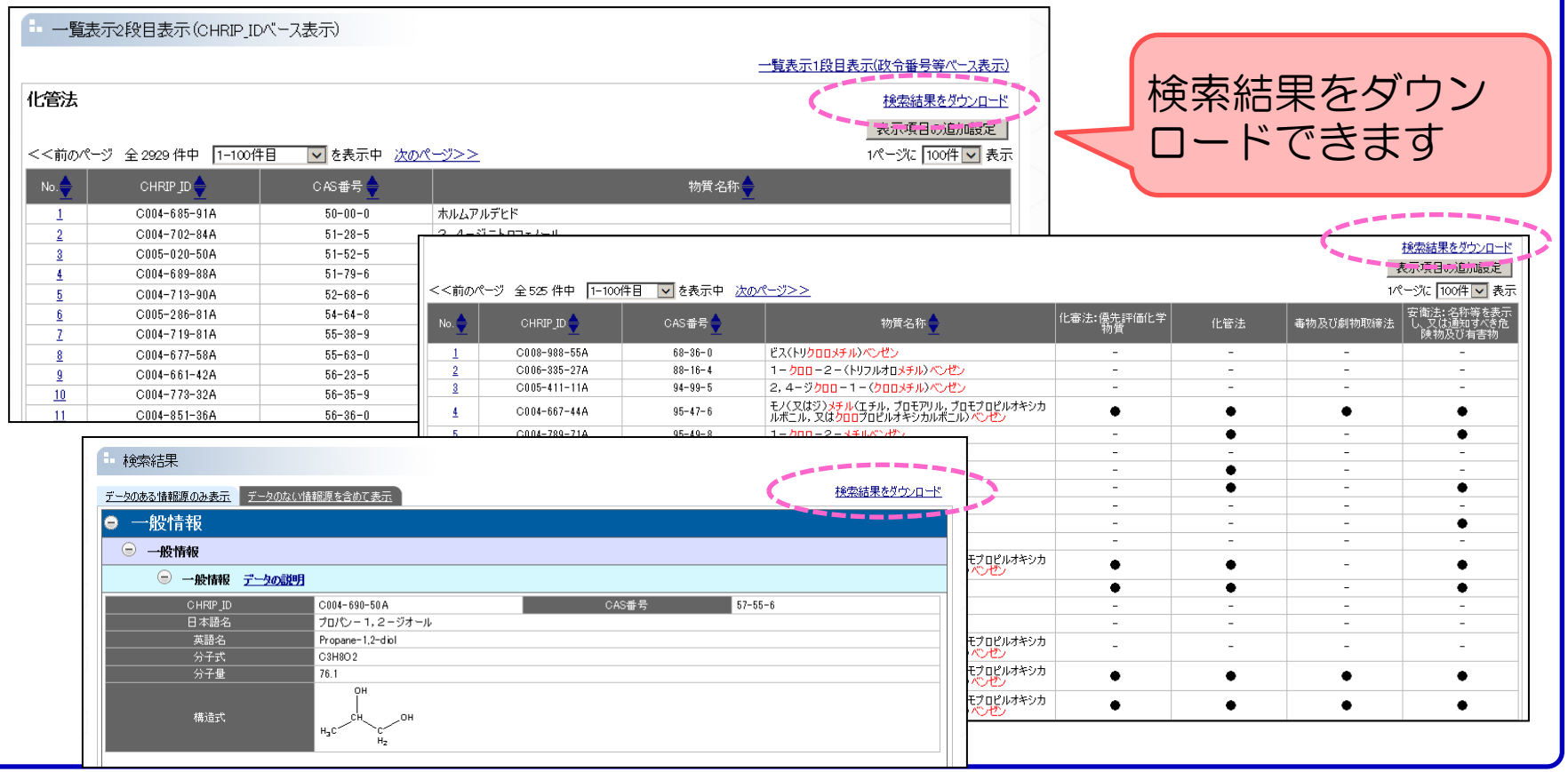

検索結果をダウンロードできます

(10) セッションタイム切れが起きなくなりました！

NITE-CHRIPリニューアルのポイント

NITE-CHRIP画面遷移

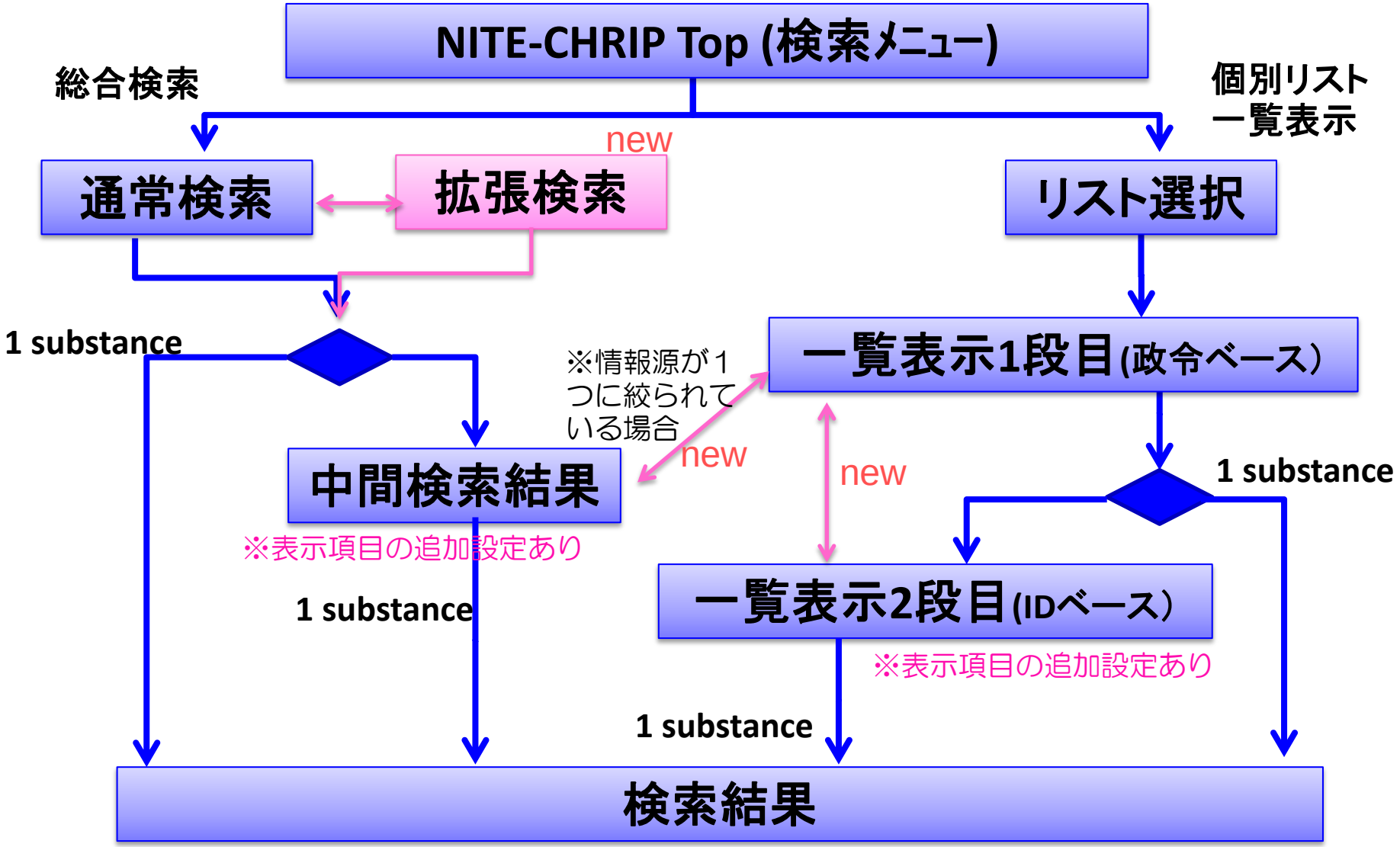

NITE-CHRIP検索結果の見方

- 初期表示では、データの無い項目は表示されません。

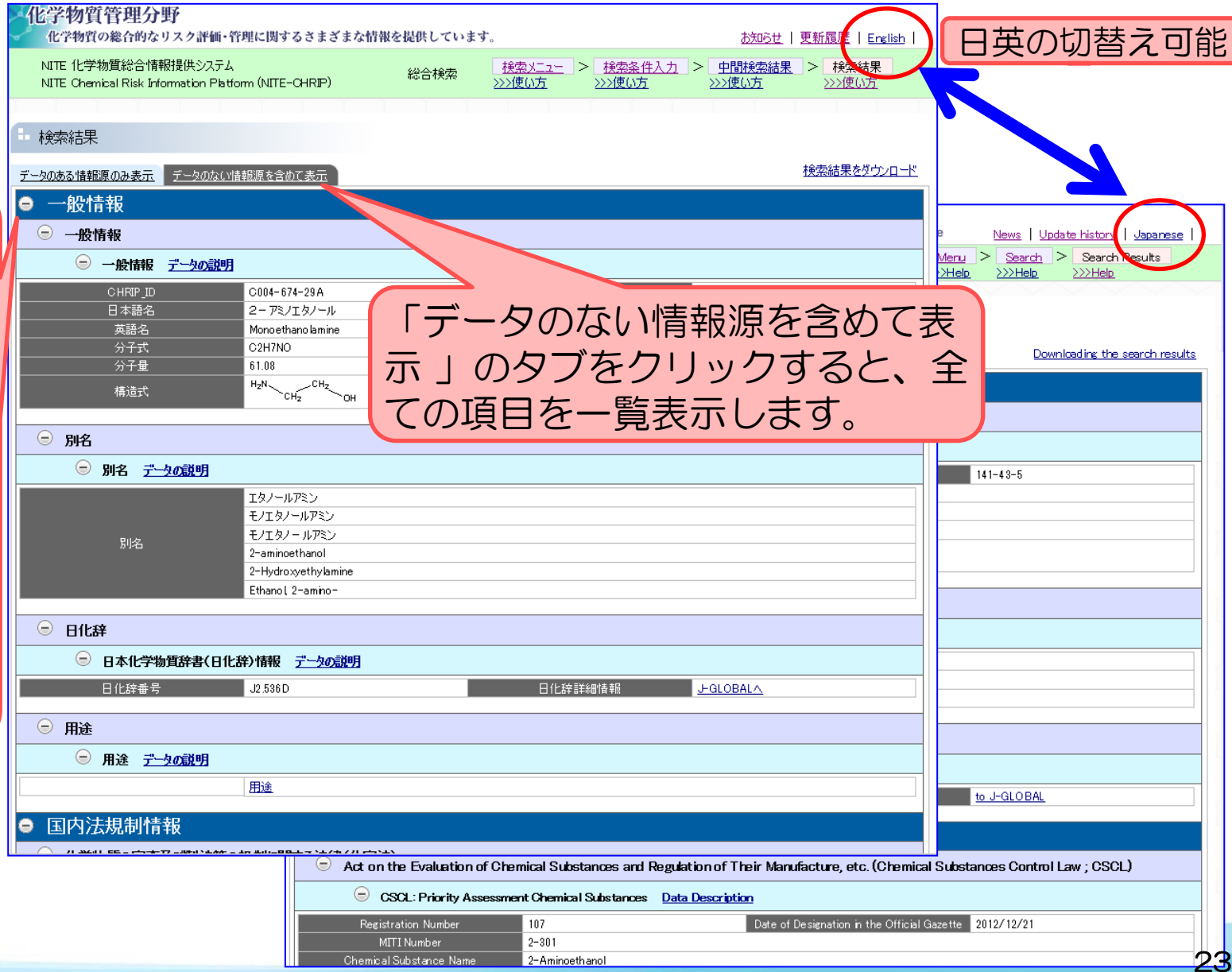

日英の切替え可能

「データのない情報源を含めて表示 」のタブをクリックすると、全ての項目を一覧表示します。

㊀をクリックすると、下位項目が非表示になり、㊉に変わります。下位項目を展開したい時は、㊉をクリックします。

NITE-CHRIP検索結果の見方

「データの説明」をクリックすると各項目の掲載内容の概要を表示します。

NITE-CHRIPへのデータ掲載日（情報源の公示日等）

情報源の概要

国内法規制情報

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）

化審法：優先評価化学物質　データの説明

通し番号	107
化審法官報整理番号	2-301
官報公示名称	2－アミノエタノール
評価対象	人健康影響／生態影響
条件	-
詳細情報	J-CHECKへ

化審法：既存化学物質　データの説明

化審法官報整理番号	2-301
官報公示名称	モノエタノールアミン
条件	-
詳細情報	J-CHECKへ
労働安全衛生法公表化学物質に関する注記	昭和54年6月29日までに化審法の規定により公示さ
労働安全衛生法公表化学物質に関する詳細情報	職場のあんぜんサイトへ

経済産業省：化学物質安全性点検結果等（分解性・蓄積性）

公表名称	モノエタノールアミン
分解性の判定結果	良分解性
濃縮性の判定結果	-
詳細情報	J-CHECKへ

環境省：化学物質の生態影響試験結果　データの説明

物質名称	モノエタノールアミン
詳細情報	J-CHECKへ

特定化学物質の環境への排出量　等及び管理の改善の促進に関する法

化管法　データの

分類	
政令	ル

化審法：優先評価化学物質

データ掲載日：2016.05.31（2016.04.01公示）

人又は生活環境動植物への長期毒性を有しないことが明らかであるとは認められ
込みがあり、人又は生活環境動植物への被害を生ずるおそれがないと認められないため、そのおそれがあるかどうかについての評価(リスク評価)を優先的に行う必要がある物質で、化審法第二条第五項の規定に基づき公示された物質です。 優先評価化学物質に該当する場合、以下の項目が表示されます。

通し番号

優先評価化学物質として官報に公示された際に付与された通し番号です。

官報公示日

化学物質管理分野

化学物質の総合的なリスク評価・管理に関するさまざまな情報を提供しています。

NITE 化学物質総合情報提供システム
NITE Chemical Risk Information Platform (NITE-CHRIP)

外部サイト

http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/KAG_DET.aspx?joho_no=2

CHRIP以外のサイトに移動しようとしています。宜しけれ　記のリン

厚生労働省
職場のあんぜんサイト

安衛法名称公表化学物質等

安衛法名称公表化学物質等　検索結果

モノエタノールアミン

化学物質名	モノエタノールアミン
構造別分類コード番号	-
化学式、構造式（マウス左クリックで拡大します。）	H_2N OH Ethanol Amine
安衛法官報通し番号	-
安衛法官報公示整理番号	-
安衛法官報公示時期	-
化審法官報公示整理番号	(2)-301
CAS番号	141-43-5

「〇〇へ」をクリックすると
詳細情報が掲載されているサイトへリンクします。
リンク先が外部サイトの場合は、外部サイトにリンクする注記が表示されます。

活用事例①：化審法情報を名称から検索する

全ての化審法番号とCAS番号の組合せの確認が出来ているわけではありません。NITEで化審法番号とCAS番号の組合せが確認されたもののみCAS番号で検索することができます。CAS番号でみつからない時は、名称で検索してください。

検索結果

データのある情報源のみ表示　データのない情報源を含めて表示

CAS番号462-94-2で検索

一般情報

一般情報

一般情報　データの説明

CHRIP_ID	C005-385-83A	CAS番号	462-94-2
日本語名	-		
英語名	Pentamethylenediamine		
分子式	C5H14N2		
分子量	-		
構造式	-		

別名

別名　データの説明

別名	1，5－ジアミノペンタン

「国内法規制情報」が出てこない！
化審法新規化学物質か？

日化辞

日本化学物質辞書（日化辞）情報　データの説明

日化辞番号	J5.771A	日化辞詳細情報	日化辞Webへ

用途

用途　データの説明

	用途

別名：1，5－ジアミノペンタン
英語名：Pentamethylenediamine

をヒントに名称で探してみよう！

外国法規制情報

欧州連合（EU）

ECインベントリ　データの説明

EC番号	207-329-0
EC名称	pentamethylenediamine
説明	-

活用事例①：化審法情報を名称から検索する

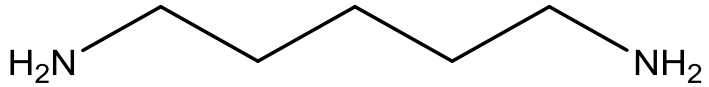

別名：１，５－ジアミノペンタン
英語名：Pentamethylenediamine

をヒントに名称で探してみよう！

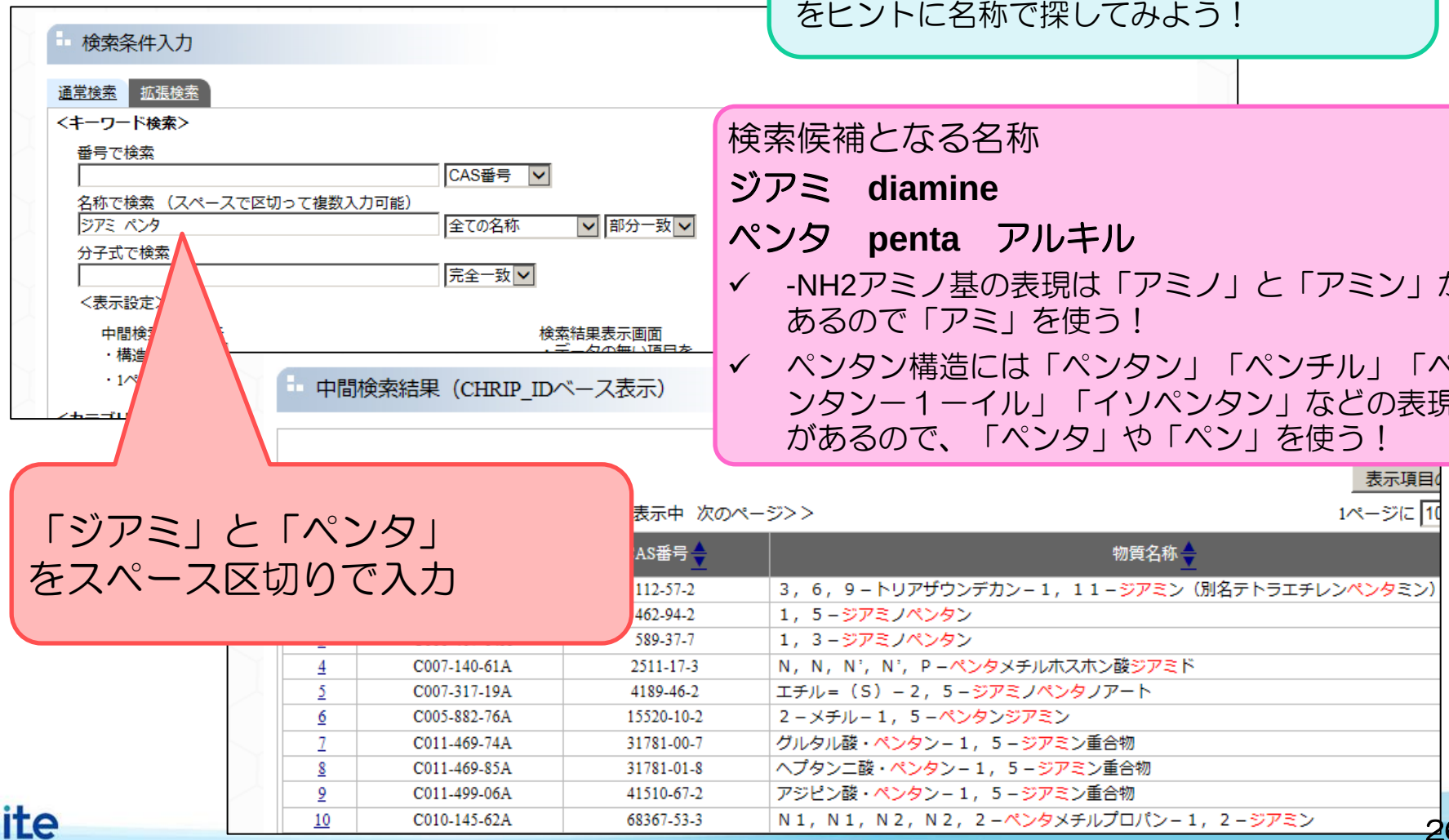

検索候補となる名称

ジアミ　diamine

ペンタ　penta　アルキル

- ✓ -NH2アミノ基の表現は「アミノ」と「アミン」があるので「アミ」を使う！
- ✓ ペンタン構造には「ペンタン」「ペンチル」「ペンタン－１－イル」「イソペンタン」などの表現があるので、「ペンタ」や「ペン」を使う！

「ジアミ」と「ペンタ」
をスペース区切りで入力

活用事例①：化審法情報を名称から検索する

６８件ヒット

中間検索結果（CHRIP_IDベース表示）

検索結果をダウンロード

表示項目の追加設定

<<前のページ　全 68 件中　1-68件目 を表示中　次のページ>>

1ページに 100件 表示

No.	CHRIP_ID	CAS番号	物質名称
1	C004-820-91A	112-57-2	３，６，９－トリアザウンデカン－１，１１－ジアミン（別名テトラエチレンペンタミン）
2	C005-385-83A	462-94-2	１，５－ジアミノペンタン
3	C006-407-04A	589-37-7	１，３－ジアミノペンタン
4	C007-140-61A	2511-17-3	Ｎ，Ｎ，Ｎ’，Ｎ’，Ｐ－ペンタメチルホスホン酸ジアミド
5	C007-317-19A	4189-46-2	エチル＝（Ｓ）－２，５－ジアミノペンタノアート
6	C005-882-76A	15520-10-2	２－メチル－１，５－ペンタンジアミン
7	C011-469-74A	31781-00-7	グルタル酸・ペンタン－１，５－ジアミン重合物
8	C011-469-85A	31781-01-8	ヘプタン二酸・ペンタン－１，５－ジアミン重合物
9	C011-499-06A	41510-67-2	アジピン酸・ペンタン－１，５－ジアミン重合物
10	C010-145-62A	68367-53-3	Ｎ１，Ｎ１，Ｎ２，Ｎ２－２－ペンタメチルプロパン－１，２－ジアミン
11	C007-645-38A		
12	C007-674-24A		
13	C006-022-60A		
14	C012-333-41A		
15	C007-349-89A		
16	C008-471-36A		

<カテゴリーによる絞り込み>

（類別番号・法規制のそれぞれの中では、対象を複数選択した

全て閉じる　全て開く　全てチェックする　全てチェックを外す

- ■一般情報
  - □日化辞
    - □日本化学物質辞書（日化辞）情報
  - □用途
    - □用途
- ■国内法規制情報
  - ☑化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）
    - ☑化審法：第一種特定化学物質
    - ☑化審法：第二種特定化学物質
    - ☑化審法：監視化学物質
    - ☑化審法：優先評価化学物質

＜カテゴリーによる絞り込み＞で、化審法にチェック！

今回の場合は、「2類 」にチェックしても良い

活用事例①：化審法情報を名称から検索する

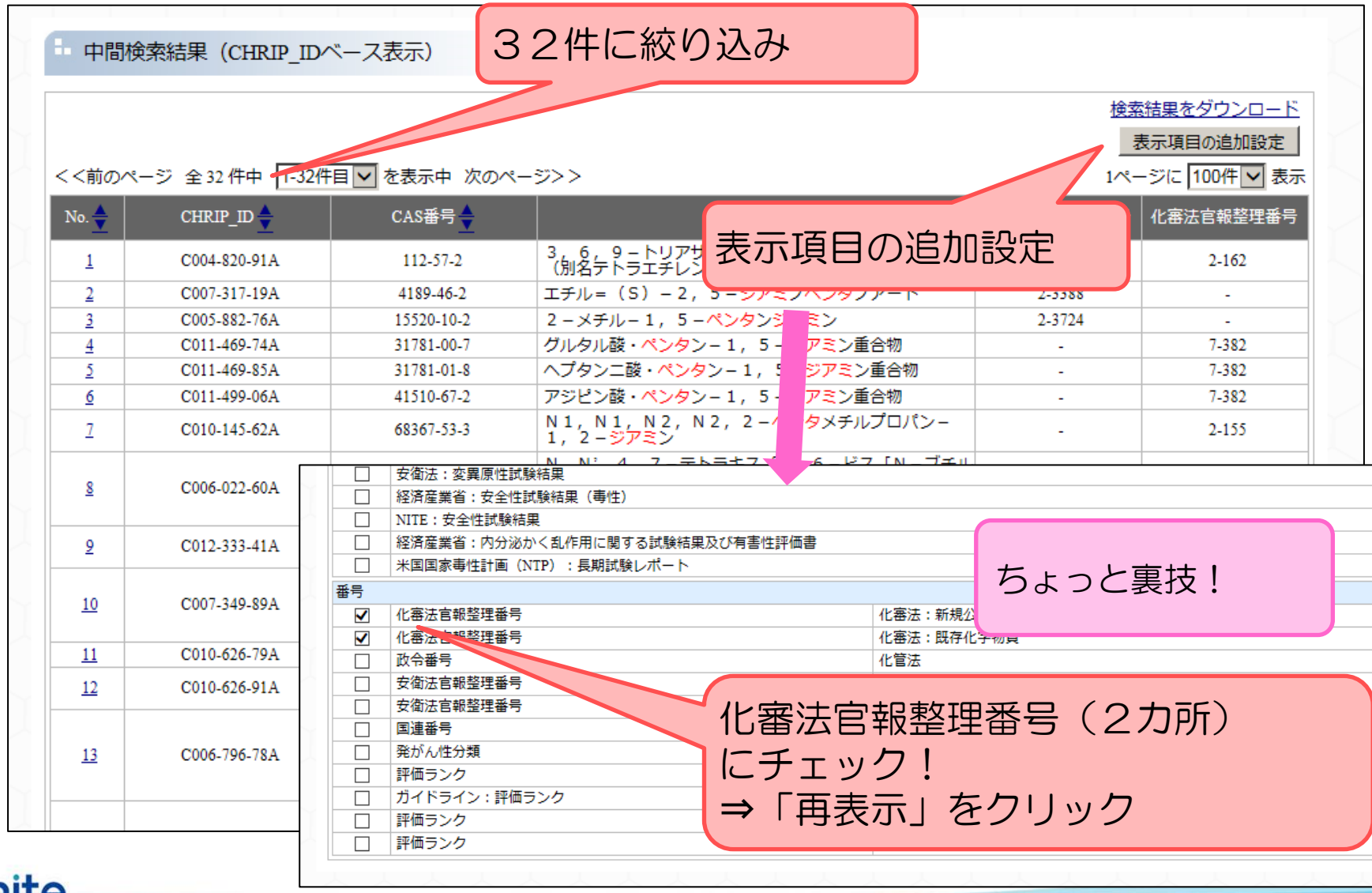

活用事例①：化審法情報を名称から検索する

21	C000-965-97A	-	とする、［｛［（２，４，６－トリクロロ－１，３，５－トリアジンと２－ウレイド－１，４－フェニレンジアミンの反応生成物）とナフタレン－１，３，６－トリスルホン酸のアゾカップリング反応生成物］と２，４－ジアミノベンゼンスルホン酸の反応生成物｝と４－｛［２－（スルホオキシ）エチル］スルホニル｝ベンゼンジアゾニウム＝クロリドの反応生成物］とワン酸二ナトリウムの中和反応生成物	5-6920	-
22	C001-151-11A	-	ペンタン－１，５－ジアミン	2-4146	-
23	C000-584-39A	-	ポリ｛３－アザ－［３－（２－クロロ－４－ヒドロキシ－１，３，５－トリアジン－２－イルオ］ペンタメチレン－１，５－ジアミノアジペート｝ナトリウム塩｝	-	7-390
24	C000-696-30A	-	ポリ｛３－アザ－［３－（２－ヒドロキシ－３－クロロプロピル）］ペンタメチレン－１，５－ジアミノイタコネート｝	-	7-417
25	C000-666-97A	-	尿素・ジシアンジアミド・ペンタエリトリトール・でんぷん・ホルムアルデヒド縮合物	-	7-1687

「ペンタン－１，５－ジアミン」を発見。

検索結果

データのある情報源のみ表示　データのない情報源を含めて表示

一般情報

一般情報

一般情報　データの説明

CHRIP_ID	C001-151-11A	CAS番号	-
日本語名	ペンタン－１，５－ジアミン		
英語名	Pentane-1,5-diamine		
分子式	-		
分子量	-		
構造式	-		

国内法規制情報

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）

化審法：新規公示化学物質　データの説明

通し番号	7167	官報公示日	2015/07/30
化審法官報整理番号	2-4146	類別	2類
官報公示名称	ペンタン－１，５－ジアミン		
条件	-		
詳細情報	J-CHECKへ		

経済産業省：化学物質安全性点検結果等（分解性・蓄積性）　データの説明

公表名称	ペンタン－１，５－ジアミン
分解性の判定結果	良分解性
濃縮性の判定結果	-
詳細情報	J-CHECKへ

活用事例①：化審法情報を名称から検索する

★物質名称で検索する時のコツ

- 官能基の名称をスペースで区切って検索する。
- 炭化水素基については、「アルキル」、「アルキレン」、「アルケニル」などの包括名称を用いて登録されている可能性がある。
- 官能基の表現にはバリエーションがあるので、できるだけ短かいキーワードで広めに検索する。例えば、スルホン酸の塩には「～スルホン酸▲▲塩」や「●●～スルホナート」など。「スルホ」で広めに調べる。
- 高分子化合物は構成する単量体と重合方法により命名されている可能性があるため単量体の名称で検索する。
- 染料はカラーインデックスの名称で登録されている場合がある。
- 潤滑油系はキーワード「石油」、かつカテゴリの絞り込みで探す。

【参考情報】

- 化審法番号とCAS番号との照合について

化審法連絡システム：
https://www.kashinrenraku.nite.go.jp/sn/web/oshiete/inquiryForm102.html

活用事例①：化審法情報を名称から検索する

（参考）化審法番号とCAS番号の関係

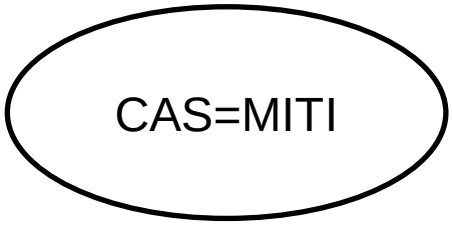

CAS番号で検索できます

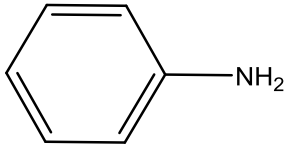

CAS 62-53-3　　Benzenamine
化審法 3-105　　アニリン

CAS番号で検索できます

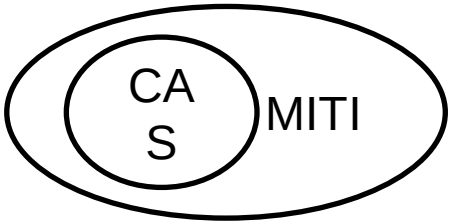

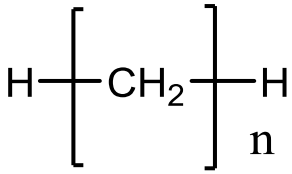

CAS: n = 12, 直鎖
化審法: n = 10-29

CAS 112-40-3　　Dodecane
化審法 2-10　　アルカン(C10-29)

活用事例①：化審法情報を名称から検索する
（参考）化審法番号とCAS番号の関係

CAS番号で検索してもヒットしません

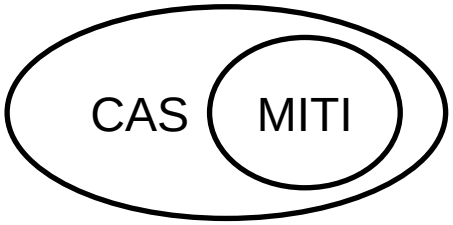

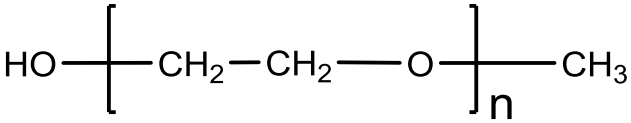

CAS: n = 1-∞
化審法: n = 4-10

CAS 9004-74-4 Poly(oxy-1,2-ethanediyl), .alpha.-methyl-.omega.-hydroxy-

化審法 2-444　ポリエリエチレングリコール（重合度4～10）モノメチルエーテル

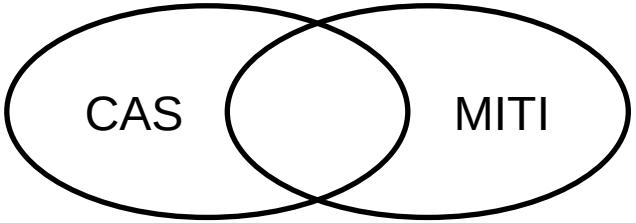

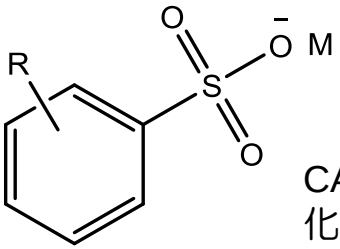

CAS番号で検索してもヒットしません

CAS: R=Alkyl(C=10-13), M=Na
化審法: R=Alkyl(C=6-14, 直鎖), M=K, Na, Li, Ca

CAS 90194-45-9　Benzenesulfonic acid, mono-C10-13-alkyl derivs., sodium salts

化審法 3-1884 直鎖アルキル (C6～14)ベンゼンスルホン酸及びその塩 (K, Na, Li, Ca)

活用事例①：化審法情報を名称から検索する
（参考）化審法番号とCAS番号の関係

ビスフェノールA型エポキシ樹脂の一量体

CAS番号で検索できます

CAS 1675-54-3
Oxirane, 2,2'-[(1-methylethylidene)bis(4,1-phenyleneoxymethylene)]bis-

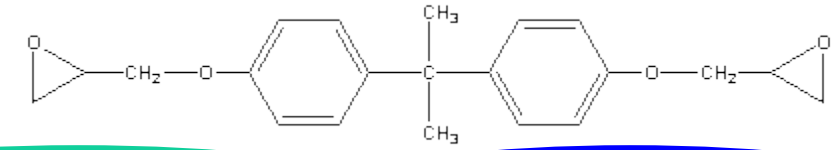

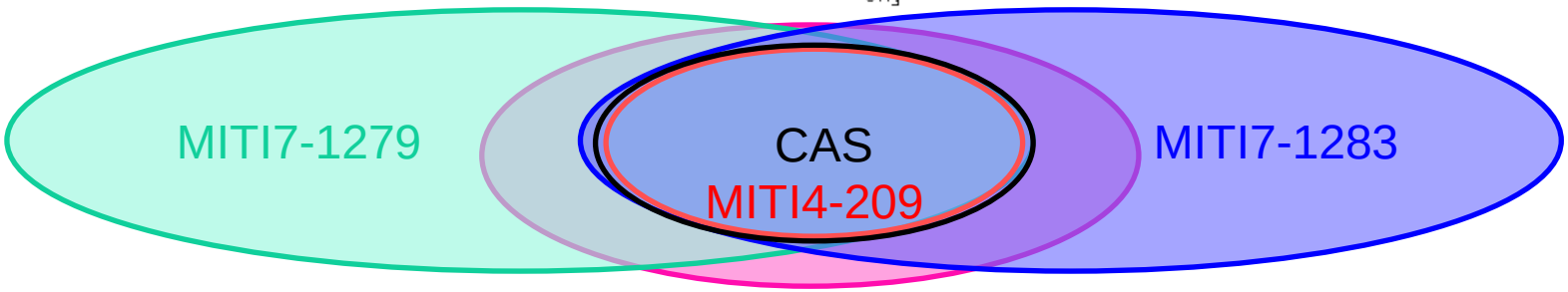

化審法 4-209：ビスフェノールA　ジグリシジルエーテル

化審法7-1279：ポリ（ビスフェノールA－２－ヒドロキシプロピルエーテル）

化審法7-1283：２，２－ビス（４－ヒドロキシフェニル）プロパンのエピクロルヒドリン又は２－メチルエピクロルヒドリンによるジグリシジルエーテル化変性物

優先評価化学物質通し番号87番：
４，４’－イソプロピリデンジフェノールと1－クロロ－２，３－エポキシプロパンの重縮合物（別名ビスフェノールA型エポキシ樹脂）（液状のものに限る。）

活用事例①：化審法情報を名称から検索する
（参考）化審法番号とCAS番号の関係

ビスフェノールA型エポキシ樹脂（ポリマーの場合）

CAS番号で検索してもヒットしません

CAS 25036-25-3
Phenol, 4,4'-(1-methylethylidene)bis-, polymer with 2,2'-[(1-methylethylidene)bis(4,1-phenyleneoxymethylene)]bis[oxirane]
CAS 25068-38-6
Phenol, 4,4'-(1-methylethylidene)bis-, polymer with 2-(chloromethyl)oxirane
CAS 25085-99-8
Oxirane, 2,2'-[(1-methylethylidene)bis(4,1-phenyleneoxymethylene)]bis-, homopolymer

原料で定義している

ポリマー構造の一部が決まっている

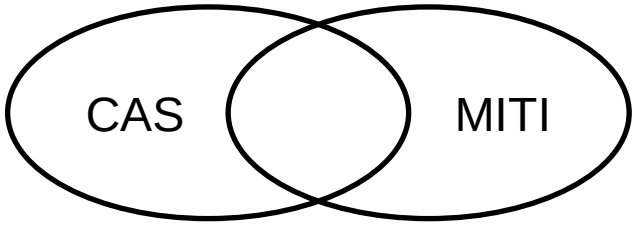

化審法と同じ構造のポリマーなのか？
→実態を確認する必要がある

化審法7-1279：ポリ（ビスフェノールＡ－２－ヒドロキシプロピルエーテル）
化審法7-1283：２，２－ビス（４－ヒドロキシフェニル）プロパンのエピクロルヒドリン又は２－メチルエピクロルヒドリンによるジグリシジルエーテル化変性物
優先評価化学物質通し番号87番：
４，４’－イソプロピリデンジフェノールと1－クロロ－２，３－エポキシプロパンの重縮合物（別名ビスフェノールA型エポキシ樹脂）（液状のものに限る。）

性状の制限

活用事例②：安衛法表示・通知対象640物質の他規制との比較

① 検索メニューの「個別リスト一覧表示」をクリック。

② 「リスト選択」画面から、「安衛法：名称等を表示し、又は通知すべき危険物及び有害物」をクリック。

㊀をクリックすると、下位項目が非表示になり、㊉に変わります。下位項目を展開したい時は、㊉をクリックします。

リスト選択画面

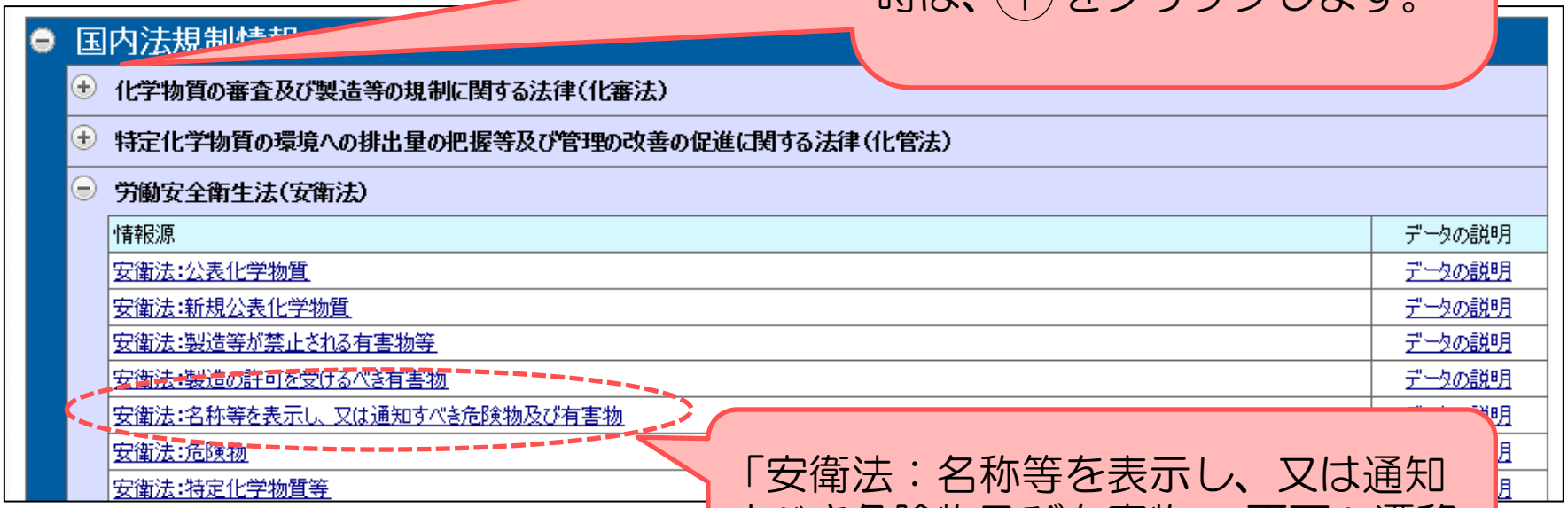

「安衛法：名称等を表示し、又は通知すべき危険物及び有害物 」画面へ遷移

活用事例②：安衛法表示・通知対象640物質の他規制との比較

一覧表示1段目
安衛法640物質リスト

一覧表示1段目表示(政令番号等ベース表示)

一覧表示2段目表示(CHRIP_IDベース表示)

安衛法:名称等を表示し、又は通知すべき危険物及び有害物

データの説明　情報カテゴリ 全て を表示する。

<<前のページ　全 640 件中　1-100件目 を表示中　次のページ>>

	通し番号	政令番号	
▶	1	別表第3第1号の1	ジクロルベンジジン及びその塩
▶	2	別表第3第1号の2	アルファーナフチルアミン及びその塩
▶	3	別表第3第1号の3	塩素化ビフェニル(別名PCB)
▶	4	別表第3第1号の4	オルトートリジン及びその塩
▶	5	別表第3第1号の5	ジアニシジン及びその塩
▶	6	別表第3第1号の6	ベリリウム及びその化合物
▶	7	別表第3第1号の7	ベンゾトリクロリド

「一覧表示2段目表示(CHRIP_IDベース表示)」画面に遷移

一覧表示2段目
CHRIP_IDﾍﾞｰｽ 3194件

一覧表示2段目表示(CHRIP_IDベース表示)

一覧表示1段目表示(政令番号等ベース表示)

安衛法:名称等を表示し、又は通知すべき危険物及び有害物

検索結果をダウンロード

表示項目の追加設定

<<前のページ　全 3194 件中　1-100件目 を表示中　次のページ>>

1ページに 100件 表示

No.	CHRIP_ID	CAS番号	物質名称
1	C004-685-91A	50-00-0	ホルムアルデヒド
2	C004-662-44A	50-29-3	1,1,1-トリクロロ-2,2-ビス(4-クロロフェ
3	C004-669-48A	50-32-8	ベンゾ[a]ピレン
4	C004-735-34A	50-78-2	o-アセトキシ安息香酸
5	C004-689-88A	51-79-6	エチル=カルバマート
6	C004-708-08A	54-11-5	ニコチン

「表示項目の追加設定」をクリック

活用事例②：安衛法表示・通知対象640物質の他規制との比較

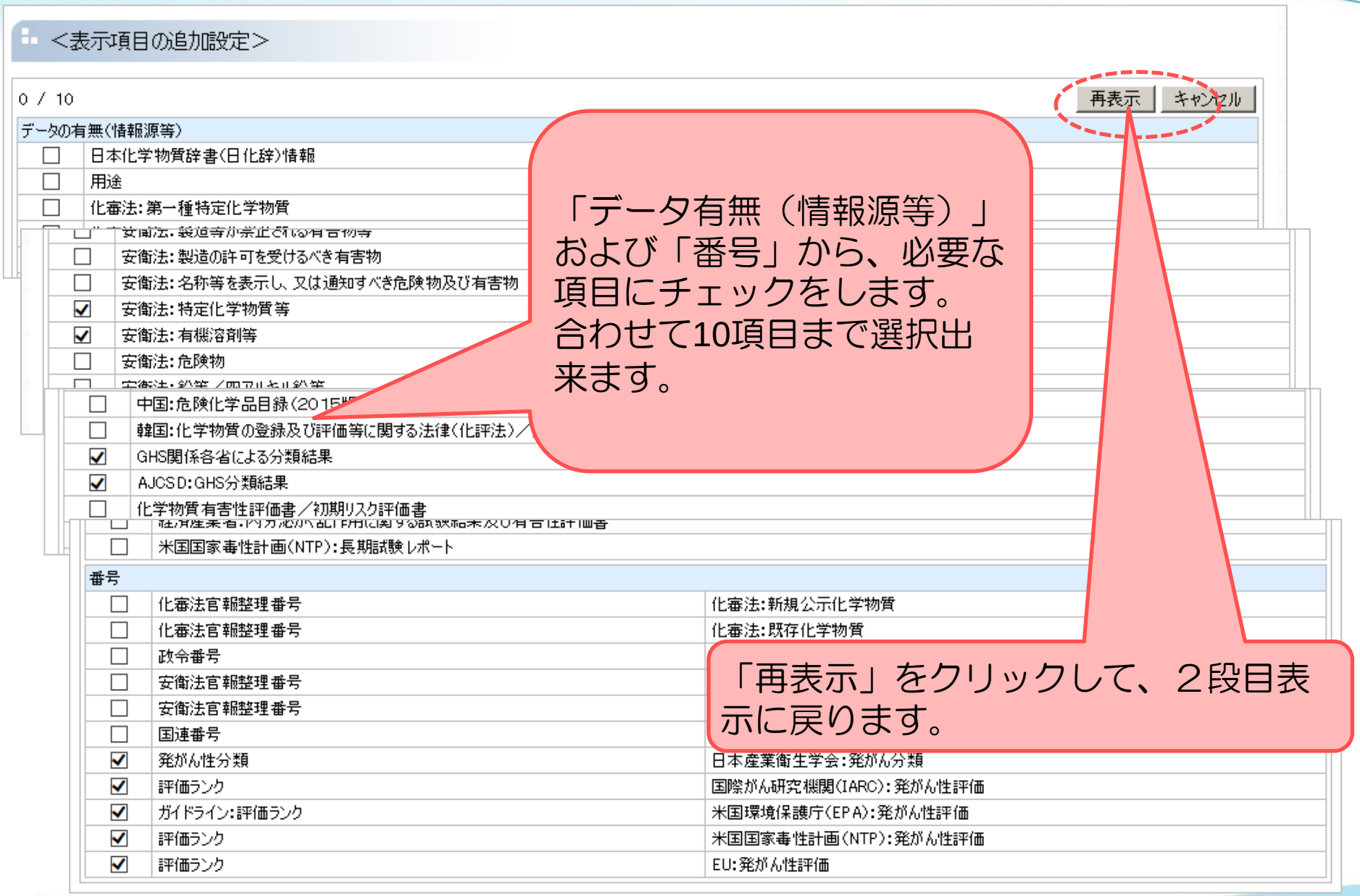

「データ有無（情報源等）」および「番号」から、必要な項目にチェックをします。合わせて10項目まで選択出来ます。

「再表示」をクリックして、２段目表示に戻ります。

活用事例②：安衛法表示・通知対象640物質の他規制との比較

一覧表示2段目表示(CHRIP_IDベース表示)

TSV形式でダウンロード

一覧表示1段目表示(政令番号等ベース表示)

検索結果をダウンロード

表示項目の追加設定

安衛法：名称等を表示し、又は通知すべき危険物及び有害物

<<前のページ　全 3194 件中　1-100件目 を表示中　次のページ>>

1ページに 100件 表示

No.	CHRIP_ID	CAS番号	物質名称	安衛法：特定化学物質等	安衛法：有機溶剤等	GHS関係各省による分類結果	AJCSD：GHS分類結果	発がん性分類	評価ランク	ガイドライン：評価ランク	評価ランク	評価ランク
1	C004-685-91A	50-00-0	ホルムアルデヒド	●	-	●	●	2A	1	1986：B1	K	1B
2	C004-662-44A	50-29-3	1，1，1－トリクロロ－2，2－ビス(4－クロロフェニル)エタン	-	-	●	●	2B	2A	1986：B2	R	2
3	C004-669-48A	50-32-8	ベンゾ[a]ピレン	-	-	●	-	2A	1	1986：B2	R	1B
4	C004-735-34A	50-78-2	o－アセトキシ安息香酸	-	-	●	●	-	-	-	-	-
5	C004-689-88A	51-79-6	エチル＝カルバマート	-	-	●	●	2B	2A	-	R	1B
6	C004-708-08A	54-11-5	ニコチン	-	-	●	-	-	-	-	-	-
7	C004-719-81A	55-38-9	チオリン酸O，O－ジメチル－O－[3－メチル－4－(メチルチオ)フェニル]	-	-	●	-	-	-	-	-	-
8	C004-677-58A	55-63-0	ニトログリセリン	-	-	●	●	-	-	-	-	-
9	C004-661-42A	56-23-5	テトラクロロメタン	●	-	●	●	2B	2B	2005：L	R	2
10	C004-773-32A	56-35-9	1，1，1，3，3，3－ヘキサブタン－1－イルジスタンノキサン	-	-	●	-	-	-	1996：CBD,1986：D	-	-
11	C004-851-36A	56-36-0	トリブチルスタンニル＝アセタート	-	-	●	-	-	-	-	-	-
12	C004-659-67A	56-38-2	O，O－ジエチル＝O－(4－ニトロフェニル)＝ホスホロチオアート	-	-	●	●	-	2B	1986：C	-	-
13	C004-696-30A	56-55-3	ベンゾ[a]アントラセン	-	-	●	●	-	2B	1986：B2	R	1B
14	C004-673-72A	57-14-7	1，1－ジメチルヒドラジン	●	-	●	●	2B	2B	-	R	1B
15	C004-678-49A	57-24-9	ストリキニーネ	-	-	●	●	-	-	-	-	-
16	C004-711-18A	57-57-8	β－プロピオラクトン	●	-	●	-	2B	2B	-	R	1B
17	C004-727-35A	57-74-9	1，3，4，7，8，9，10，10－オクタクロロトリシクロ[5．2．1．0(2，6)]デカ－8－エン	-	-	●	●	2B	2B	-	-	2
18	C005-209-16A	58-36-6	10，10'－オキシビス－10H－フェノキサアルシン	●	-	-	-	-	-	-	-	-
19	C004-664-37A	58-89-9	γ－1，c－2，t－3，c－4，c－5，t－6－ヘキサクロロシクロヘキサン	-	-	●	●	-	1	-	R	-
20	C005-019-00A	59-89-2	N－ニトロソモルホリン	-	-	●	-	2B	2B	-	R	-
21	C005-000-54A	60-09-3	4－(フェニルジアゼニル)アニリン	-	-	●	●	2B	2B	-	-	1B
22	C004-801-97A	60-11-7	p－ジメチルアミノアゾベンゼン	●	-	●	-	2B	2B	-	R	-
23	C004-693-67A	60-29-7	ジエチルエーテル	-	●	●	●	-	-	-	-	-
24	C004-676-90A	60-34-4	メチルヒドラジン	-	-	●	●	-	-	-	-	-
25	C004-681-71A	60-35-5	アセトアミド	-	-	●	●	2B	2B	-	-	2
26	C004-731-81A	60-57-1	rel－(1R，2S，3S，6R，7R，8S，9S，11R)－3，4，5，6，13，13－ヘキサクロロ－10－オキサペンタシクロ[6．3．1．1(3，6)．0(2，7)．0(9，11)]トリデカ－4－エン	-	-	●	●	-	3	1986：B2	-	2
27	C004-717-98A	61-82-5	1H－1，2，4－トリアゾール－5－イルアミン	-	-	●	●	2B	3	-	R	-
28	C005-015-80A	62-50-0	メタンスルホン酸エチル	-	-	●	-	2B	2B	-	R	-
29	C004-660-17A	62-53-3	アニリン	-	-	●	●	-	3	1986：B2	-	2
30	C004-721-99A	62-56-6	チオ尿素	-	-	●	●	2B	3	-	R	2
31	C004-722-80A	62-73-7	リン酸ジメチル＝2，2－ジクロロビニル	●	-	●	●	2B	2B	1986：B2	-	-
32	C004-704-88A	62-74-8	フルオロ酢酸ナトリウム	-	-	●	-	-	-	-	-	-
33	C004-708-42A	62-75-9	N－ニトロソジメチルアミン	-	-	●	●	-	2A	1986：B2	R	1B
34	C004-671-12A	63-25-2	N－メチルカルバミン酸1－ナフチル	-	-	●	●	-	3	-	-	2

安衛法特化則　安衛法有機則　GHS分類結果　AJCSD GHS情報　産衛学会発がん性　IARC発がん性　EPA発がん性　NTP発がん性　EU発がん性

活用事例②：安衛法表示・通知対象640物質の他規制との比較
～TSV形式（タブ区切り）のファイルをエクセルで開く～

① ダウンロードファイルを名前をつけて保存をしておく。
② Excel を立ち上げ、メニューバーから「ファイル」-「開く」を選択する。
③ 「ファイルの種類」を「すべてのファイル（*.*）」とし、保存したファイルを選択して開く。
④ 「テキストファイルウィザード-1/3」にて「カンマやタブなどの区切り文字によってフィールドごとに区切られたデータ」を選択し、「元のファイル」で「**Unicode（UTF-8）**」を選択。
⑤ 「テキストファイルウィザード-2/3」の「区切り文字」で「タブ」を選択。
⑥ 「テキストファイルウィザード-3/3」で各列のデータ形式を選択。CAS番号は「文字列」にすることをおすすめ。「完了」をクリック。

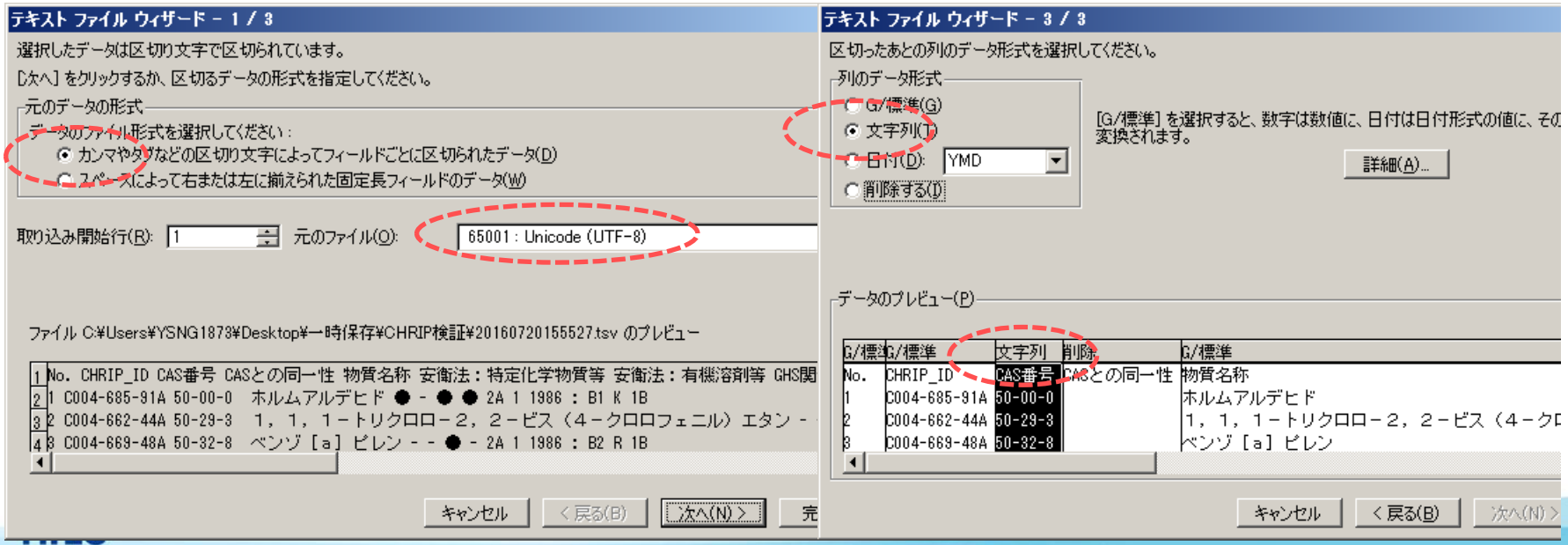

活用事例②：安衛法表示・通知対象640物質の他規制との比較

～TSV形式（タブ区切り）のファイルをエクセルで開く～

N20

No.	CHRIP_ID	CAS番号	物質名称	安衛法：特	安衛法：有	GHS関係各	AJCSD：GH	発がん性分	評価ランク	ガイドライン	評価ランク	評価ランク
1	C004-685-50-00-0		ホルムアルデヒド	●	-	●	●	2A	1	1986：B1	K	1B
2	C004-662-50-29-3		1，1，1－トリクロロ－2，2－ビス（4	-	-	●	●	2B	2A	1986：B2	R	2
3	C004-669-50-32-8		ベンゾ[a]ピレン	-	-	●	-	2A	1	1986：B2	R	1B
4	C004-735-50-78-2		o－アセトキシ安息香酸	-	-	●	●	-	-	-	-	-
5	C004-689-51-79-6		エチル＝カルバマート	-	-	●	●	2B	2A	-	R	1B
6	C004-708-54-11-5		ニコチン	-	-	●	-	-	-	-	-	-
7	C004-719-55-38-9		チオリン酸O，O－ジメチル－O－[3	-	-	●	-	-	-	-	-	-
8	C004-677-55-63-0		ニトログリセリン	-	-	●	●	-	-	-	-	-
9	C004-661-56-23-5		テトラクロロメタン	●	-	●	●	2B	2B	2005：L	R	2
10	C004-773-56-35-9		1，1，1，3，3，3－ヘキサブタン－1	-	-	●	-	-	-	1996：CBI	-	-
11	C004-851-56-36-0		トリブチルスタンニル＝アセタート	-	-	●	-	-	-	-	-	-
12	C004-659-56-38-2		O，O－ジエチル＝O－（4－ニトロフ	-	-	●	●	-	2B	1986：C	-	-
13	C004-696-56-55-3		ベンゾ[a]アントラセン	-	-	●	●	-	2B	1986：B2	R	1B
14	C004-673-57-14-7		1，1－ジメチルヒドラジン	●	-	●	●	2B	2B	-	R	1B
15	C004-678-57-24-9		ストリキニーネ	-	-	●	●	-	-	-	-	-
16	C004-711-57-57-8		β－プロピオラクトン	●	-	●	-	2B	2B	-	R	1B
17	C004-727-57-74-9		1，3，4，7，8，9，10，10－オクタク	-	-	●	●	2B	2B	-	-	2
18	C005-209-58-36-6		10，10'－オキシビス－10H－フェ	●	-	-	-	-	-	-	-	-
19	C004-664-58-89-9		r－1，c－2，t－3，c－4，c－5，t－	-	-	●	●	-	1	-	R	-
20	C005-019-59-89-2		N－ニトロソモルホリン	-	-	●	-	2B	2B	-	R	-
21	C005-000-60-09-3		4－（フェニルジアゼニル）アニリン	-	-	●	●	2B	2B	-	-	1B
22	C004-801-60-11-7		p－ジメチルアミノアゾベンゼン	●	-	●	-	2B	2B	-	R	-
23	C004-693-60-29-7		ジエチルエーテル	-	●	●	●	-	-	-	-	-
24	C004-676-60-34-4		メチルヒドラジン	-	-	●	●	-	-	-	-	-
25	C004-681-60-35-5		アセトアミド	-	-	●	●	2B	2B	-	-	2
26	C004-731-60-57-1		rel－（1R，2S，3S，6R，7R，8S，	-	-	●	●	-	3	1986：B2	-	2
27	C004-717-61-82-5		1H－1，2，4－トリアゾール－5－イ	-	-	●	●	2B	3	-	R	-
28	C005-015-62-50-0		メタンスルホン酸エチル	-	-	●	-	2B	2B	-	R	-
29	C004-660-62-53-3		アニリン	-	-	●	●	-	3	1986：B2	-	2
30	C004-721-62-56-6		チオ尿素	-	-	●	●	2B	3	-	R	2
31	C004-722-62-73-7		リン酸ジメチル＝2，2－ジクロロビニ	●	-	●	●	2B	2B	1986：B2	-	-
32	C004-704-62-74-8		フルオロ酢酸ナトリウム	-	-	●	-	-	-	-	-	-
33	C004-708-62-75-9		N－ニトロソジメチルアミン	-	-	●	●	-	2A	1986：B2	R	1B
34	C004-671-63-25-2		N－メチルカルバミン酸1－ナフチル	-	-	●	●	-	3	-	-	2
35	C004-663-64-17-5		エタノール	-	-	●	●	-	1	-	-	-
36	C004-704-64-18-6		ギ酸	-	-	●	●	-	-	-	-	-
37	C004-694-64-19-7		酢酸	-	-	●	●	-	-	-	-	-
38	C004-712-64-67-5		ジエチル＝スルファート	-	-	●	-	2A	2A	-	R	1B
39	C005-011-66-27-3		メタンスルホン酸メチル	-	-	●	-	-	2A	-	R	-

20160720155527

安衛法：表示・通知対象物質のCHRIP_IDﾍﾞｰｽ3194件に対する他規則等との一覧。（エクセル形式）

もくじ

1. 本講義の概要
2. NITE-CHRIPの新機能の紹介及び活用事例
3. 日アセアン化学物質管理データベース（AJCSD）
4. J-CHECK
5. GHS関連情報

日アセアン化学物質管理データベース（AJCSD）の概要

日ASEAN化学物質管理データベース　**ASEAN-Japan Chemical Safety Database（AJCSD）**は、日ASEAN経済産業協力委員会（AMEICC)化学ワーキンググループ（WG-CI）の合意に基づき、日本とASEAN各国が共同で構築したデータベースです。（詳細は第11回「諸外国の化学物質管理」で説明）

NITEが運用機関となって、2016年4月28日より正式に運用しています。

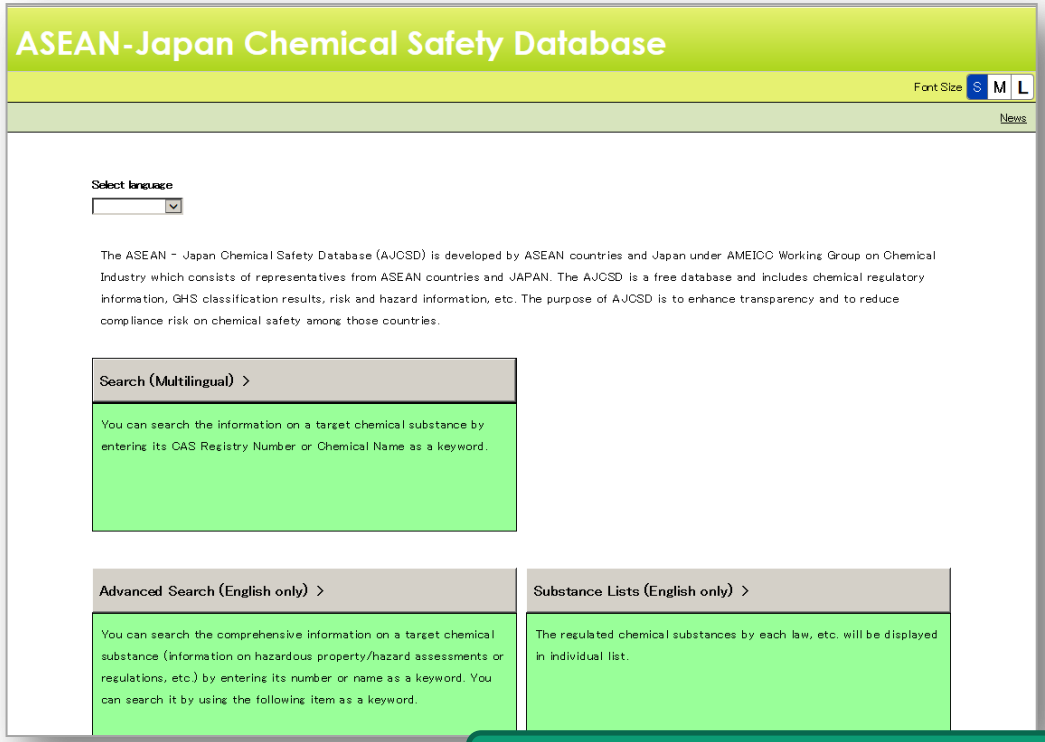

- ASEAN各国の政府から直接提供された化学物質の規制情報、GHS分類結果、サンプルSDS等を収載しています。
- 無料でご利用頂けます。
- 使用言語は英語。ただしトップページと多言語検索画面は日本語及びASEAN各国言語。
- NITE-CHRIPとサーバーを共有。日本のデータについてはCHRIPデータを利用。

http://www.ajcsd.org/

日アセアン化学物質管理データベース（AJCSD）の概要

AJCSDに掲載されているデータ

大項目	情報提供国	内容
General Information	（NITE-CHRIPで整備されたものを利用しています。）	CAS 番号、英語名、分子式、構造式を掲載しています。
Laws and Regulations	Cambodia, Indonesia, Japan, Laos, Malaysia, Myanmar, Philippines, Thailand, Vietnam	ASEAN各国の政府から直接提供された化学物質の規制情報を収載しています。
Chemical Hazard and Risk Information	Japan, Malaysia, Myanmar	ASEAN各国の政府から直接提供された化学物質のGHS分類結果、サンプルSDS等を収載しています。

※シンガポールは化学物質管理に関係する省庁のURL一覧を ”Member countries information” に掲載することで参加。
※ブルネイは不参加

日アセアン化学物質管理データベース（AJCSD）の概要
― Laws and Regulations ―
Cambodia

Law on Controlling of Drugs, 2012
薬物管理法：薬物からの公衆衛生保護を目的として2012年に制定された法律です。医療・調剤部門で薬物として利用される化学物質や工業生産部門で使用される薬物の前駆物質について禁止および規制リストを提供しています。管理は保健省および工業・手工芸省が行っています。 • 第14条：**健康省**は、政府から、附則のtable I, IIおよびIIIに限定列挙された薬物に対して、ライセンス提供、使用許諾およびその他すべての法的制限を行う権利を付与される。 • 第15条：**工業・手工芸省**は、政府から、附則のtable IVに限定列挙された薬物に対して、工業部門におけるライセンス提供、使用許諾およびその他すべての法的制限を行う権利を付与される。 ※AJCSDでは、table IVの情報のみ提供されています。
Law on Management of Strong Acid, 2011
強酸性物質管理法：公衆衛生に有害なpHが3以下の強酸性物質の管理を目的として2011年に制定された法律です。強酸性物質の生産、包装、輸送、保管、出荷の規制をしています。 なお、附則に記載された強酸性物質は工業・手工芸、健康部門、農業、科学、技術、試験、研究や社会に有益なその他の部門における使用目的では許可されます。
Prakas No 110 MIME on Management and Control of Use, Importation, Exportation and Distribution of Chemical Substances in Industrial Sector, 2004
工業分野における化学物質の使用、輸入、輸出、販売について管理・規制する省令：2004年に制定されたもので、工業・手工芸省（以前の鉱工業エネルギー省）から許可の必要がある35の前駆物質を記載しています。これらの化学物質は全て安全規則に従いラベルの添付や包装を行う必要があります。

日アセアン化学物質管理データベース（AJCSD）の概要
― Laws and Regulations ―
Indonesia

Government Regulation of the Republic of Indonesia Number 74 Year 2001 regarding Hazardous and Toxic Materials
危険有害物質管理に関する政府法令：環境、人健康およびその他の生物に対する危険有害物質の影響のリスクを予防、軽減を目的として2001年に制定された法律です。製造又はインドネシアへの輸出を目的とした危険有害物質の記載を定めています。放射性物質、爆発物、鉱物、石油・ガスおよび加工品、飲食物および食品添加物、家庭用健康用品および化粧品、医薬品成分、麻薬、向精神薬および前駆物質、その他の中毒物質、化学兵器および生物兵器は除外されています。
Regulation of Minister of Trade of the Republic of Indonesia Number 75 Year 2014 regarding The Second Amendment of Minister of Trade Number 44 Year 2009 Regarding Provision, Distribution and Control of Hazardous Substances
危険物質の調達、流通、管理に関する商業大臣規則：分類された危険物質の輸入、流通、監視の制限を行っています。
Regulation of Minister of Trade of the Republic of Indonesia Number 3 Year 2012 regarding Import Provisions of Ozone Depleting
オゾン層破壊物質の輸入規定に関する商業大臣規則：2012年に制定され、輸入禁止や輸入規制を行うオゾン層破壊物質を分類した規則です
Regulation of Minister of Industry of Republic of Indonesia Number 33 Year 2007 regarding Prohibition Produce ozone depleting substances as well as producing goods that use of ozone depleting substances
オゾン層破壊物質の製造および同物質を含む製品の製造禁止に関する工業大臣規則は2007年に制定され、特定の産業においてオゾン層破壊物質を製造および使用を禁止した規則です。

日アセアン化学物質管理データベース（AJCSD）の概要
― Laws and Regulations ―

Indonesia(物質リストなし。規制概要のみ)

Law Number 9 Year 2008 regarding the Use of Chemicals and Prohibition of the Use of Chemicals for Chemical Weapons
化学兵器としての化学物質の使用や禁止に関する法律：化学兵器として化学物質の悪用を防止および対抗することを目的として2008年に制定された法律です。Schedule1,2,3に記載された化学物質を開発、製造、保管、輸送または使用する者は1年に一度以上報告書を提出する義務があります。Scheduleに記載されていなくても、特定の有機化学物質を制限量超えて製造する者は大臣に報告書を提出する必要があります。また、Schedule1,2,3に記載された化学物質およびScheduleに記載されていない特定の有機化学物質を製造する工場施設を有する者は大臣に報告書を提出する必要があります。
Regulation of Minister of Industry of Republic of Indonesia Number 41 Year 2014 regarding Prohibition the Use of Hydrochlorofluorocarbon (HCFCs) in the Field of Industry
タイトルのみ
Regulation of Minister of Trade of the Republic of Indonesia Number 40 Year 2014 regarding The Amendment of Regulation of Minister of Trade Number 3 Year 2012 Regarding Import Provisions of Ozone Depleting Substances
オゾン層破壊物質の輸入規定の改正に関する商業大臣規則：2012年に制定された同規則が改正されて2014年に制定された規則です。
Government Regulation of the Republic of Indonesia Number 647 Year 2004 regarding Precursors
タイトルのみ

日アセアン化学物質管理データベース（AJCSD）の概要
― Laws and Regulations ―

Japan

NITE-CHRIPの国内法規制情報と共通
化審法、化管法、安衛法、毒劇法、化学兵器禁止法、オゾン層保護法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、土壌汚染防止法、有害物質を含有する家庭用品規制法について、NITE-CHRIPのデータを表示。

Laos

Decision on Substance and Industrial Chemical Management
工業用化学物質の管理に関する決定：製造および手工業において化学物質および危険化学物質の全種類の製造過程（製造段階、製造技術、包含および包装）、取引（輸入、輸出、輸送および流通）、保管、使用、制限、処理に対して最大限に保護および安全を確保することを目的として、化学物質および危険化学物質の管理、検査に必要な原則、規則および基本的な基準を定めた法律です。 Type I 最も危険な物質で、原則として輸入、使用、製造および保管が許可されていません。研究目的で使用する必要が十分にある場合は、政府の検討および承諾を得るために工業、手工業局に使用申請を提出する義務があります。 Type II 比較的危険な物質で、特定の管理下では取引や活用ができます。輸入、取引の前に事業主は製品を工業、手工業省に登録を行い工業、手工業局から技術保証書を得る義務があります。 Type III 少々危険な物質で、原則として取引や使用できますが、事業主は自身を工業、手工業局に登録する義務があります。

日アセアン化学物質管理データベース（AJCSD）の概要
― Laws and Regulations ―
Malaysia

Classification, Labelling and Safety Datasheet of Hazardous Chemical (CLASS) Regulation 2013
危険化学物質の分類、ラベル、安全性データシートに関する規則：2013年に制定され、GHS改訂第3版に基づき立案されています。職場で用いる全ての化学物質が適用され、調達者は化学物質を分類し正しく包装およびラベル表示を行い適切な安全性データシートを提供する義務があります。更なる要件は、ICOP CHC（Industrial Code of Practice Chemicals Classification and Hazard Communication）から取得できます
Use and Standards of Exposure of Chemicals Hazardous to Health (USECHH) Regulation 2000
健康被害のある化学物質の暴露の使用や基準に関する規則：職場で健康被害のある化学物質の暴露を管理することを目的として2000年に制定された法律です。雇用主は職場で化学物質が適切に管理することを保証する義務があります。健康被害のある化学物質の暴露は、雇用者の安全や健康を十分に確保できるレベル以下で保つ必要があります。
(Prohibition of Use of Substance) Order 1999
化学物質使用禁止命令：1999年に制定され、職場で使用禁止の化学物質が記載されており、各化学物質はリストに従い使用が禁止されています。
(Control of Industrial Major Accident Hazards) Regulations 1996 （物質リストなし）
工業における重大事故危険性の管理に関する規則：事業を重大な危険施設と重大でない危険施設に分類することを目的として1996年に制定されました。重大な危険施設と分類された事業は活動に関する報告書や緊急時の計画書を用意する義務があります。事業の分類基準や報告書の必要事項は附則に記載されています。

日アセアン化学物質管理データベース（AJCSD）の概要
― Laws and Regulations ―

Myanmar

Prevention of Hazard from Chemical & Related Substances Law
化学物質および関連物質の危険防止法：全ての生物および自然環境資源の保護、安全性、職業安全や健康、環境保全の持続的な発展に焦点を当てています。

Philippines

Toxic Substances and Hazardous and Nuclear Wastes Control Act
毒性物質および危険、核廃棄物管理法：毒性物質および危険、核廃棄物を管理し違反に対して罰則を与える法律です。健康や環境に対して不当なリスクや危害を与える化学物質や混合物の輸入、製造、加工、販売、流通、使用および処分を規制、制限、禁止する方針をとっています。
Republic Act 9165 Comprehensive Dangerous Drugs Act of 2002
危険薬物に関する総合的な法令：1972年の危険薬物に関する法令を廃止して2002年に制定された法令です。身体や精神に対する危険薬物の有害な影響から一般市民、特に若者の健康や国家を守り有害な影響を与えるような行動や怠慢を防ぐ方針をとっています。

Thailand

Hazardous Substances Act
有害物質法：リスト5.1管理物質（工業省所管）のみ掲載しています。

日アセアン化学物質管理データベース（AJCSD）の概要

― Laws and Regulations ―

Vietnam

Law on Chemical
Annex I 産業部門において製造・取引に条件が必要な化学物質のリストです。(the Circular No.28/2010/TT-BCTdated 28th June 2010 of Ministry of Industry and Tradeと共に公表) Appendix I 危険化学物質のリストです。(the Circular No. 07/2013/TT-BCT, of April 22, 2013 of the Minister of Industry and Tradeと共に公表) Appendix II 取引制限のある化学物質のリストです。(the Government's Decree No. 108/2008/ND-CP dated 7th October 2008と共に公表) Appendix III 禁止化学物質のリストです。(the Government's Decree No. 108/2008/ND-CP dated 7th October 2008と共に公表) Appendix IV 使用上の防止や計画、安全性の維持に関して詳細な情報が必要な化学物質のリストです。(the Government's Decree No. 108/2008/ND-CP dated 7th October 2008と共に公表) Appendix V 申告が義務の化学物質のリストです。(Government' s Decree No 26/2011/N?-CP dated 01st June 2011と共に公表) Appendix VI 取引シートが必要な有害化学物質のリストです。(the Government's Decree No. 26/2011/ND-CP dated 01st June 2011と共に公表) Appendix VII 化学事故の防止や応答のための化学物質のリストです。(the Government's Decree No. 26/2011/ND-CP dated 01st June 2011と共に公表)

日アセアン化学物質管理データベース（AJCSD）の概要
― Chemical Hazard and Risk Information ―

Japan

GHS Classification Results by the Japanese Government
日本のGHS関係各省による分類結果 。NITE-CHRIPのデータを表示。
Chemical Substances Hazard Assessment Report / Initial Risk Assessment Report
化学物質有害性評価書／初期リスク評価書。NITE-CHRIPのデータを表示。
Sample SDS
企業から提供されたサンプルSDS。 一部現地語もあり。

Malaysia

GHS Classification Results by the Malaysian Government
マレーシアから提供されたGHS分類結果。検索結果からは、工場現場の労働者がポケットに入れ、いつでもSDSやラベルの正しさや内容をチェックするためのシートへのリンクあり。

Myanmar

GHS Classification Results by the Myanmar Government
ミャンマーから提供されたGHS分類結果。

日アセアン化学物質管理データベース（AJCSD）の概要

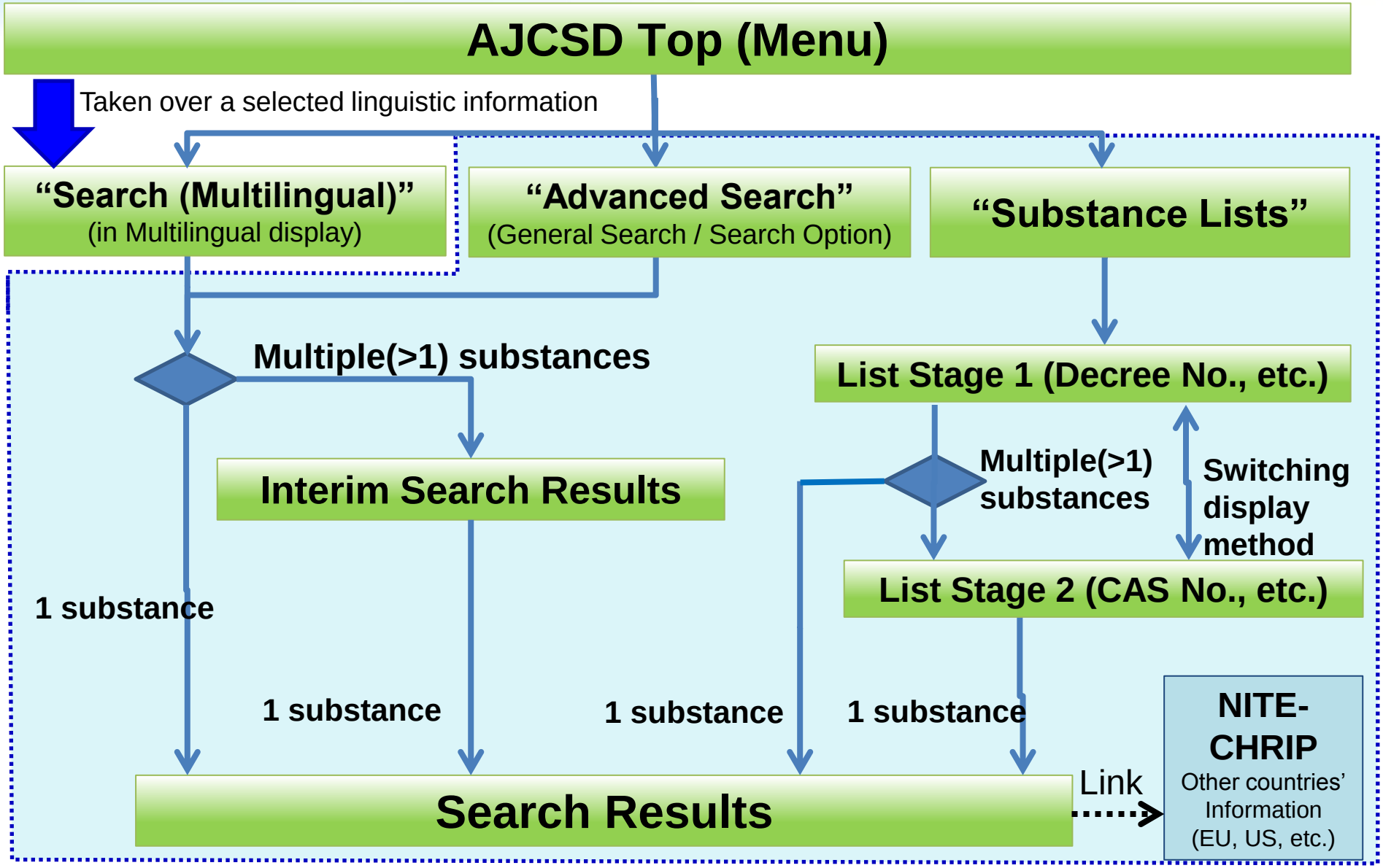

※水色部分はCHRIP機能を使用

nite

日アセアン化学物質管理データベース（AJCSD）の概要

トップページから言語を選択出来ます。

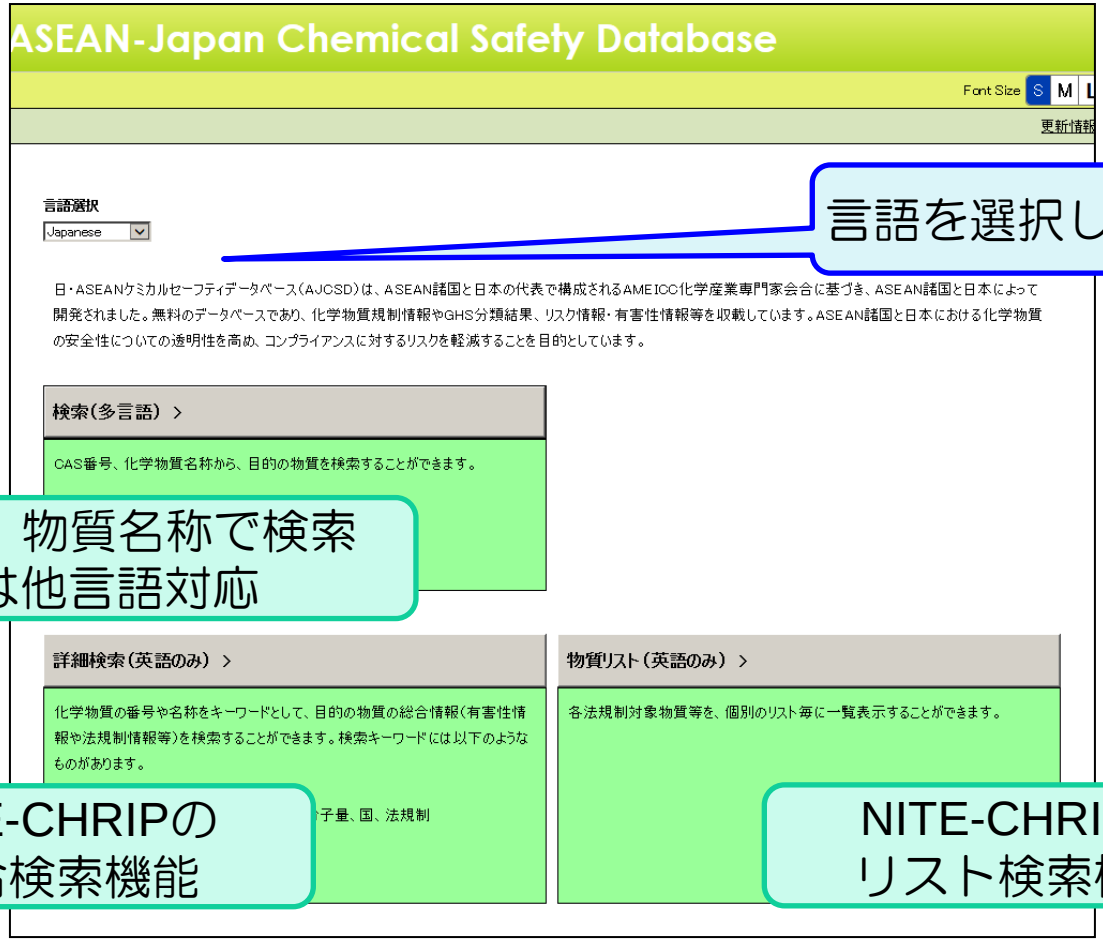

言語を選択します

CAS番号、物質名称で検索
表示は他言語対応

NITE-CHRIPの
総合検索機能

NITE-CHRIPの
リスト検索機能

AJCSDでは、３つの調べ方が選べます。

日アセアン化学物質管理データベース（AJCSD）の概要

多言語検索画面（Japaneseを選択した場合）

AJCSD Top　How to use　News

CAS番号検索

名称は英語で入力して下さい。
部分一致。スペース区切りで複数のｷｰﾜｰﾄﾞ入力可能です。

Contact Information　Member countries information　Disclaimer　FAQ　Operating environment

日アセアン化学物質管理データベース（AJCSD）の概要

AJCSD検索結果画面

NITE-CHRIPの英語サイトにリンク

Total Search | Menu >>>Help > Search >>>Help > Interim Search Results >>>Help > >>>Help | AJCS | w to use | News

Search Results | To CHRIP site

Excluding blank data | Including blank data | Downloading the search results

General Information

General Information

General Information Data Description

AJCSD_ID	C004-685-91A	CAS	
Chemical Substance Name	Formaldehyde		
Molecular Formula	CH2O		
Molecular Weight	30.03		
Structure			

Synonym

Sample SDS (Kanto Chemical) Data Description

Company name	KANTO CHEMICAL CO.,INC.
Language	English
Sample SDS	[From Japan] CAS 50-00-0(ENG) KANTO CHEMICAL for Japan

Malaysia

GHS Classification Results by the Malaysian Government Data Description ELSA ESSA User Guide and I Guide and Printing Instruction of ESSA

Chemical Name	Formaldehyde
Classification Result	GHS Classification Result in Malaysia

Safety Data Sheet

Product and company identification
- Product name : Formaldehyde solution
- Name of manufacturer : KANTO CHEMICAL CO., INC.
- Address : 2-1, Nihonbashi, Muromachi 2-Chome, Chuo-Ku, Tokyo, 103-0022, Japan
- Name of section : Reagent division, catalog and products information section
- Telephone number : +81-3-6214-1090
- Facsimile number : +81-3-3241-1047
- Mail address : BC32@gms.kanto.co.jp
- SDS No. : 16061

Summary of danger and Hazard
- GHS classification
  - Physical and chemical hazard
    - Flammable liquids : Category 4
    - Pyrophoric liquids : Out of category
  - Human health hazard

	Oxidizing solids	–
	Organic peroxides	–
	Corrosive to metals	–
ealth Hazards	Acute toxicity (oral)	Category 3
	Acute toxicity (dermal)	Category 3
	Acute toxicity (inhalation)	Category 3
	Skin corrosion/irritation	Category 1B
	Serious eye damage/eye irritation	Category 1
	Respiratory sensitization	–
	Skin sensitization	Category 1
	Germ cell mutagenicity	–
	Carcinogenicity	Category 2
	Reproductive toxicity	–
	Specific target organ toxicity – Single exposure	–
	Specific target organ toxicity – Repeated exposure	–
	Aspiration hazard	–
nvironmental Hazards	Hazardous to the aquatic environment (acute)	–
	Hazardous to the aquatic environment (chronic)	–

もくじ

1. 本講義の概要
2. NITE-CHRIPの新機能の紹介及び活用事例
3. 日アセアン化学物質管理データベース（AJCSD）
4. J-CHECK
5. GHS関連情報

J-CHECK

★ J-CHECK（Japan CHEmicals Collaborative Knowledge database）

厚生労働省、経済産業省、環境省が、化審法(化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律)に係る化学物質の安全性情報を国民に広く発信することを目的に構築

★NITEでは、厚生労働省、環境省からの委託を受け、化審法に係る化学物質の安全性情報を整備、公開しています。

＜化審法　トップページ＞

＜J-CHECKのトップ画面＞

J-CHECK

★J-CHECKから提供している情報

	提供情報	概要
個別物質画面	法規制分類 CHRIPと共通ﾃﾞｰﾀ	第一種特定化学物質、第二種特定化学物質、監視化学物質、優先評価化学物質、新規公示化学物質、既存化学物質、旧第二種監視化学物質、旧第三種監視化学物質
	化審法関連情報	優先評価化学物質リスク評価進捗状況、スクリーニング評価結果（優先度判定結果、暴露クラス、有害性クラス）、製造・輸入数量実績、公表情報（既存点検分蓄判定結果、白公示分蓄判定結果、BCF）
	その他の情報	届出不要物質、新規として取り扱わない、Japanチャレンジプログラム対象物質
	詳細情報 （pdfファイル,URLリンク）	既存点検試験報告書（分解、濃縮、環境毒性）、分解類推表、METI毒性試験結果 既存物質の毒性試験結果（国衛研へのﾘﾝｸ） Japanチャレンジプログラム結果（物理化学性状、安全性情報（SIDS形式）） Japanチャレンジプログラム対象物質
	試験情報(ﾃﾝﾌﾟﾚｰﾄ) 入力はIUCLIDを使用	分解度試験、濃縮度試験、環境毒性試験結果
左メニューからみられる情報	物質リスト	第一種特定化学物質、第二種特定化学物質、監視化学物質、優先評価化学物質、新規公示化学物質、既存化学物質、旧第二種監視化学物質、旧第三種監視化学物質、届出不要物質、Japanチャレンジプログラム対象物質
	リスク評価資料（pdf）	国が保有する化学物質の有害性情報等 優先評価化学物質のリスク評価（評価結果、評価に用いたデータ等）
	化審法関連資料（pdf）	化審法の施行状況、政令指定製品
	その他資料（pdf）	Japanチャレンジプログラムについて

J-CHECK

★J-CHECKの使い方

【ﾄｯﾌﾟﾍﾟｰｼﾞ】

化審法データベース
Japan CHEmicals Collaborative Knowledge database

J－CHECKに関する情報
- J－CHECKについて
- 更新履歴

検索
- 化学物質検索

化審法対象物質リスト
- 第1種特定化学物質
- 第2種特定化学物質
- 監視化学物質
- 優先評価化学物質
- 一般化学物質

新規公示化学物質
- 新規公示化学物質

既存化学物質
- 既存化学物質

旧化審法対象物質リスト

改正化審法・リスク評価関連情報

届出不要物質

国が保有する化学物質の有害性情報等

優先評価化学物質のリスク評価（一次）評価Ⅰの結果及び対応について

J－CHECKについて

J－CHECKは、「化学物質の審査及び
化学物質の安全性情報を広く国民に発信す
J－CHECKでは、これまで国が行って

更新情報

データを追加・更新しました。(2016/05
主な情報は以下のとおりです。
・生態影響試験（平成28年3月公表分）
・リスク評価（一次）評価Ⅱ評価結果概要
・試験データ（分解度試験、濃縮度試験、

免責事項

化審法データベース（J－CHECK）に
掲載内容は、予告なく中断、変更、修正、
厚生労
一切責

CAS番号と官報公示整理番号の関連は、最

改正化審法関連情報、化審法関連情報の各画面において埋め込み表
また、ファイルがExcelの場合は、Excelの１シートのみが表示さ

物質リスト

リスク評価資料(pdf)のﾀﾞｳﾝﾛｰﾄﾞ

【検索ﾍﾟｰｼﾞ】

検索

化学物質検索

検索条件を入力後、エンターキーまたは検索ボタンをクリックしてください。

検索 リセット

CAS番号

MITI番号

化学物質名称 検索条件・部分一致

構造式検索利用の選択 ○使用する ◉使用しない

法規制分類
- ☑全て
- ☐第1種特定化学物質
- ☐第2種特定化学物質
- ☐監視化学物質
- ☐優先評価化学物質
- ☐一般化学物質
- ☐新規公示化学物質
- ☐既存化学物質
- ☐(旧)第2種監視化学物質
- ☐(旧)第3種監視化学物質
- ☐新規化学物質として取り扱わない
- ☐Japanチャレンジプログラム
- ☐(取消)優先評価化学物質

試験の選択 クリア
- #1 外観/物理状態/色
- #2 融点/凝固点
- #3 沸点
- #4 密度
- #5 粒度分布（粒度分析）
- #6 蒸気圧
- #7 分配係数
- #8 水溶性
- #9 有機溶剤類での溶解性/脂溶
- #10 表面張力
- #11 引火点
- #12 自然発火性
- #13 引火性
- #14 爆発性
- #15 酸化特性
- #16 酸化還元電位
- 有機溶剤類での安定性及び関連する分解生成
- 容器安定性及び容器材料に対する反応性

法規制分類で絞り込み

試験の種類で絞り込み

CAS番号、MITI番号、名称で検索可能

NITE-CHRIPからのリンク先はこのページ

【検索結果ﾍﾟｰｼﾞ】

化審法データベース
Japan CHEmicals Collaborative Knowledge database

J－CHECKに関する情報
- J－CHECKについて
- 更新履歴

検索
- 化学物質検索

化審法対象物質リスト
- 第1種特定化学物質
- 第2種特定化学物質
- 監視化学物質
- 優先評価化学物質
- 一般化学物質

新規公示化学物質
- 新規公示化学物質

既存化学物質
- 既存化学物質

検索 > 検索結果

検索条件

CAS番号	MITI番号	化学物質名称	法規制分類	化学構造式
141-43-5	-	-	全て	-

検索結果

出力

1 - 1 件目表示/ 1 件中 1

No.	CAS番号	MITI番号*	化学物質名称	法規制分類
1	141-43-5	2-301	2－アミノエタノール	既存化学物質, 優先評価化学物質
	CAS番号	MITI番号*	化学物質名称	法規制分類

1 - 1 件目表示/ 1 件中 1

番号をクリックして詳細画面へ

J-CHECK

★J-CHECK詳細画面の見方

化学物質情報

CAS番号	MITI番号	化学物質名称	化学構造式
141-43-5	2-301	2ーアミノエタノール	

化審法に関する情報

法規制分類	政令番号もしくは通し番号	化学物質名称	日付	備考
優先評価化学物質	107	2ーアミノエタノール	2012/12/21	
既存化学物質	-	モノエタノールアミン		

優先評価化学物質情報

通し番号	官報公示整理番号	優先評価化学物質の名称
107	2-301	2ーアミノエタノール

専門家による詳細評価を踏まえ優先評価化学物質に指定	人健康影響の観点から優先評価化学物質に指	指定日
	○	2012/

リスク評価の進ちょく状況	出典	公表
評価Ⅰ段階継続	リスク評価(一次)評価Ⅰの結果を踏まえた対応(平成27年11月26日)	2015/11/26

備考

＜リスク評価(一次)評価Ⅰの結果を踏まえた対応の説明＞ 評価Ⅰ段階継続:次年度、リスク評価(一次)評価Ⅰを行い、優先順位を見直す。

その他の情報

Japanチャレンジプログラム対象物質

CAS番号	英語名称	日本語名称(参考)	国際的情報収集状況	備考
141-43-5	2-aminoethanol	2ーアミノエタノール	OECD評価予定	

製造・輸入数量実績

年度	MITI番号	通し番号	化学物質名称	分類	製造・輸入数量(t)
2014	2-301	107	2ーアミノエタノール	優先評価化学物質	20,702
2013	2-301	107	2ーアミノエタノール	優先評価化学物質	18,313
2012	2-301	107	2ーアミノエタノール	優先評価化学物質	17,685

公表情報

出典	公表年月日	公表名称	公表内容
通産省公報	1975/08/27	モノエタノールアミン	分解性の良

詳細情報

試験報告書
- 魚類延長毒性試験
- 魚類（ヒメダカ）初期生活段階毒性試験
- 魚類（ヒメダカ）急性毒性試験
- ミジンコ繁殖阻害試験
- ミジンコ急性遊泳阻害試験
- 分解度試験
- 藻類生長阻害試験

試験情報

#28 水中の生分解性：スクリーニング試験
#41 魚類への短期毒性
#42 魚類への長期毒性
#42 魚類への長期毒性
#43 水生無脊椎動物への短期毒性
#44 水生無脊椎動物への長期毒性
#45 水生藻類及びらん藻類の毒性

表示

eChemPortal

eChemPortal

eChemPortalでCAS番号に検索
J-CHECKはeChemPortalに参加しています。
OECD eChemPortalへのリンク

リスク評価の進捗状況

試験報告書等

試験の種類を選択して「表示」をクリック。

製造・輸入数量実績

OECD eChemPortalの検索結果へ

もくじ

1. 本講義の概要
2. NITE-CHRIPの新機能の紹介及び活用事例
3. 日アセアン化学物質管理データベース（AJCSD）
4. J-CHECK
5. GHS関連情報

GHS関連情報

★　GHSとは

The Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals
化学品の分類および表示に関する世界調和システム

→国際連合 GHS小委員会において検討・策定されたシステム。

Classification（分類）・・・化学物質の危険有害性の分類方法
Labelling（表示）・・・危険有害性の情報伝達の方法

★　GHSのターゲット

・労働者だけでなく、消費者も対象とする。
・労働者が目にするMSDSやラベルのほか、最近では消費者製品にもGHSのピクトグラムが表示されている。

GHS関連情報

★　GHSで扱う危険有害性

物理化学的危険性		健康有害性	環境有害性
爆発物 可燃性／引火性ガス エアゾール 支燃性／酸化性ガス 高圧ガス 引火性液体 可燃性固体 自己反応性物質および混合物 自然発火性液体 自然発火性固体	自己発熱性物質および混合物 水反応可燃性物質および混合物 酸化性液体 酸化性固体 有機過酸化物 金属腐食性 鈍感化爆発物(改訂6版で追加)	急性毒性（経口、経皮、吸入） 皮膚腐食性／皮膚刺激性 眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性 呼吸器感作性または皮膚感作性 生殖細胞変異原性 発がん性 生殖毒性 特定標的臓器毒性（単回ばく露） 特定標的臓器毒性（反復ばく露） 吸引性呼吸器有害性	水生環境有害性（急性、長期間） オゾン層への有害性

健康障害のリスク＝有害性の程度×ばく露量
危険性のリスク＝重篤度×発生確率

63

GHS関連情報

★　日本国内におけるGHS導入（１）

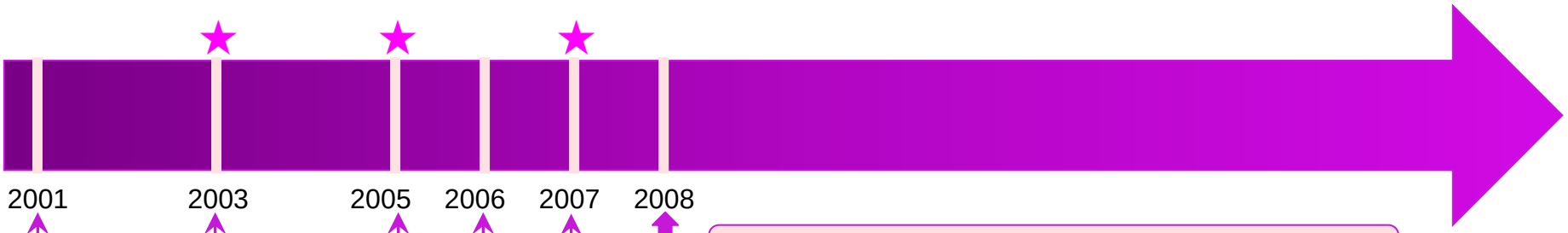

国連における世界的なGHS導入の目標年

・各省にて分類等事業実施
・NITE　各省のGHS分類結果等をGHSページに掲載

・各省連　分類マニュアル、技術上の指針を作成、分類事業実施
・NITE　各省連の18年度事業による分類結果、分類マニュアル等の公表開始
・労働安全衛生法改正　規制物質のラベル＆MSDSのGHS対応を義務化
・ラベルJIS（Z7251）制定

・NITE　ホームページにGHSページ開設、各省連の試行11物質の分類結果を公表
・MSDS-JIS（Z7250）改正

・国連GHS文書（パープルブック）（初版）発行

★：GHS文書の改定（2年に1回）

・GHS関係省庁連絡会議（各省連）発足

GHS関連情報

★　日本国内におけるGHS導入（２）

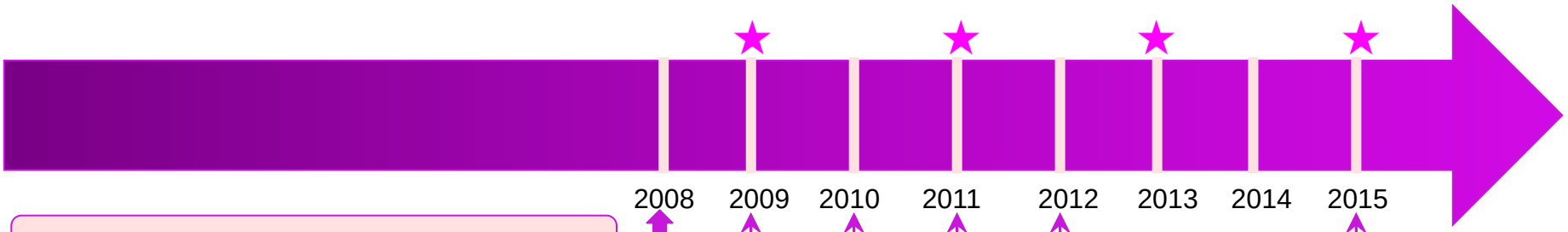

国連における世界的なGHS導入の目標年

・分類JIS（Z7252）制定

・MSDS-JIS（Z7250）改正

・ラベルJIS（Z7251）改正
・NITE　各省連の18年度事業による分類結果の英訳版を公開

・MSDS-JIS（Z7250）、ラベルJIS（Z7251）を統合した新たなJIS Z7253策定
・労働安全衛生法　改正
・化学物質排出把握管理促進法（化管法）　改正
　→全ての物質について、GHS対応を努力義務化（単物質）
・NITE　平成19年度以降の分類結果の英訳を開始

・（化管法）混合物について、GHS対応を努力義務化
・労働安全衛生法　改正
→ラベル義務物質をSDSと同じ640物質に拡大。
（施行は2016年）

GHS関連情報

★　NITEからのGHS関連の情報提供

ウェブサイトを通して、関係各省が実施したGHS分類結果を公表しています。また、分類結果の英語版を作成し、英語版サイトにて公表しています。さらに、当センター独自の取り組みにより収集・整理した関連情報等を併せて提供することにより、GHSの実施を支援しています。

GHS関連情報

★　GHS関連情報ページのメニュー一覧

政府による分類結果を年度毎に公表

NITECHRIPのGHS一覧表示1段目表示へ

NITECHRIPの総合検索画面へ

GHS国連文書、GHS分類ガイダンス等へのリンク

消費者製品リスク評価ガイダンスで紹介

（詳細は第10回「消費生活用製品のリスク評価 」で説明）

GHSピクトグラム、APECのG.R.E.A.T(APEC加盟国の現地語ラベル要素)、混合物分類ツールへのリンク

国内GHS関連省庁の他、社団法人や、海外規制当局へのリンクもあり

日本のGHS対応状況を周知するため、GHS関係省庁連絡会議で作成

GHS関連情報

★政府によるGHS分類結果（Excel, HTML）

分類結果の利用に関する注意事項

政府による分類結果は、GHSに基づくSDSやラベル作成の際に自由に引用および複写を行うことができます。ただし、引用および複写をした上で作成されたSDS・ラベルの内容に対する責任は、SDS・ラベル作成者にあることにご留意ください。

本分類結果は、分類ガイダンス等のマニュアルで定められている情報源と判定方法に基づくものであり、あくまでもSDSやラベル作成の際の参考として公表しているものです。他の文献や試験結果等を根拠として、本内容と異なる分類結果でSDSやラベルを作成することを妨げるものではありません。

分類年度	分類省庁	物質リスト	ダウンロード用ファイル（Excel）	備考
全年度		リスト		H28.6.8更新 表示に時間がかかることがあります。
平成27年度	厚生労働省・経済産業省・環境省	リスト		（H28.6.8公表）
平成26年度	厚生労働省・環境省	リスト	再分類・見直し（3.0 MB）	正誤表（H28.5.17公表）
平成25年度	厚生労働省・環境省	リスト	新規分類（1.1 MB） 再分類・見直し（838 KB）	正誤表（H27.12公表）
平成24年度	厚生労働省・環境省	リスト	新規分類（1.8 MB） 再分類・見直し（422 KB）	正誤表（H27.12公表）
平成23年度	厚生労働省・環境省	リスト	新規分類（2.0 MB） 再分類・見直し（539 KB）	-
平成22年度	厚生労働省・環境省	リスト	新規分類（2.7 MB） 再分類・見直し（480 KB）	正誤表（H28.3.22公表）
			新規分類（2.9 MB） 分類・見直し（1.7 MB）	
			新規分類（4.0 MB） 分類・見直し（574 KB）	
			新規分類（1.2 MB） 分類・見直し（96 KB）	

【新規分類物質】

	ID番号	CAS番号	物質名称	Excel	HTML
1	H27-A-001/C-001A_P	25167-67-3	ブテン（全異性体）	Excel	HTML
2	H27-A-002/C-002A_P	590-18-1	cis-2-ブテン	Excel	HTML
3	H27-A-003/C-003A_P	624-64-6	trans-2-ブテン	Excel	HTML
4	H27-A-004/C-004A_P	127-00-4	1-クロロ-2-プロパノール	Excel	HTML
5	H27-A-005/C-005A_P	78-89-7	2-クロロ-1-プロパノー	Excel	HTML

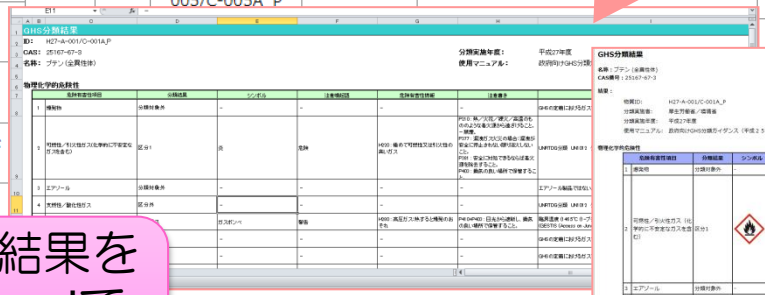

1物質ずつの結果をExcelとTHMLでﾀﾞｳﾝﾛｰﾄﾞ

年度毎の結果を一括でExcelでﾀﾞｳﾝﾛｰﾄﾞ

※NITE-CHRIPの検索結果からは各物質のHTMLﾌｧｲﾙへﾘﾝｸ

（参考資料）日本のラベル・SDSに関係する規制

「我が国のGHS導入状況」より

	関連省庁	対象物質	ラベル	SDS
安衛法	厚労省	・表示物質（ラベル） ・通知対象物質（ＳＤＳ） ・それ以外でGHS区分を有する物（努力義務）	JIS(GHS)に準拠	JIS(GHS)に準拠
化管法	経産省、環境省	・特定第一種指定化学物質 ・第一種指定化学物質 ・第二種指定化学物質	JIS(GHS)ラベルを努力義務 純物質：2012.6.1～ 混合物：2015.4.1～	ＳＤＳ作成は義務 JIS(GHS)準拠は努力義務 純物質：2012.6.1～ 混合物：2015.4.1～
毒劇法	厚労省	・毒物 ・劇物	名称、成分、含量、製造・輸入業者の情報、「医薬用外毒物（劇物）」の表示等を行う必要がある。 JIS(GHS)を推奨	同法規程: ⇒毒物または劇物の別およびGHSの1, 3-11, 13,14章 JIS(GHS)を推奨
化審法	厚労省、経産省、環境省	・第一種特定化学物質 ・第二種特定化学物質	JIS(GHS)に準拠したもので可	―
火薬類取締法	経産省	火薬類	国連の「危険物輸送に関する勧告」と一致	―
高圧ガス保安法	経産省	同法に基づく安全規制の対象物	・ガスの名称 ・可燃性ガス「燃」、毒性ガス「毒」	―
消防法	総務省消防庁	危険物（第１類～第６類）	・同法が規定している内容のラベル（危険物の品名・等級、数量、注意事項） ・GHSラベルを追加しても良い	―
農薬取締法	農林水産省、環境省	農薬	同法が規定している内容のラベル（使用方法、注意事項等）	化管法の対象物質が一定量以上含まれる場合は必要

※赤字部分はその規制に特有な項目

ご清聴ありがとうございました

NITE-CHRIP日本語サイト

http://www.nite.go.jp/chem/chrip/chrip_search/systemTop

NITE-CHRIP英語サイト

http://www.nite.go.jp/en/chem/chrip/chrip_search/systemTop

AJCSDサイト

http://www.ajcsd.org/

J-CHECK日本語サイト

http://www.safe.nite.go.jp/jcheck/top.action?request_locale=ja

J-CHECK英語サイト

http://www.safe.nite.go.jp/jcheck/top.action?request_locale=en

GHS関連情報日本語サイト

http://www.safe.nite.go.jp/ghs/ghs_index.html

GHS関連情報英語サイト

http://www.safe.nite.go.jp/english/ghs/ghs_index.html

独立行政法人　製品評価技術基盤機構（NITE）
化学物質管理センター
E-mail: safe@nite.go.jp
電話：03-3481-1999（CHRIP, J-CHECK, GHSお問い合せ）